

平成 25 年 9 月 19 日

第 3 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 25 年 9 月 19 日(木) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	門 瀧雄	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	志村 忠昭
11 番	尾崎 忠義	12 番	渡邊美喜子
13 番	庄野 克宏	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（門 瀧雄）

おはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今の出席議員は 14 名であります。

よって地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、4 番村井保夫君、13 番庄野克宏君を指名いたします。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

12 番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12 番 渡邊美喜子一般質問させていただきます。

一点目はたどつ夏まつり、花火大会についてであります。

8 月 3 日に開催されました第 44 回たどつ夏まつり、花火大会には踊り子連、職員、多くの関係者の皆さま大変ご苦労様でした。

今年は、京都府福知山市で花火大会の爆発事故が発生し、亡くなられた方もいます。何事も無く、たどつ夏まつりが無事終了できたことは良かったと思います。

それでは質問に入ります。

2、3 年前からたどつ夏まつりについて、多くの町民の皆さんから色んな意見、要望を聞いております。

一つ目は、たどつ夏まつりと花火大会を同じ場所か、もっと近い場所で出来ないのか。その理由としまして、多度津駅前から港付近まで距離があり、観客が分散されて、総踊りの駅前においては観客が少なく、盛り上がりには欠ける。

踊り子連のチーム数や人数は、減少しているのではないかと。

また、踊り子連のみなさんは踊り終了後は、商店街経由で花火を見に行く人がいるが、しかし本当にいない状況であります。幼稚園や保育所の皆さんが参加して頂いていることや、バザー、屋台なども、まつりには欠かせない盛り上がる要素のひとつであり、同じ場所だと一層効果があると思います。一体感に欠け、相乗効果を考えるべきではないでしょうか。

二つ目は、多度津おどり、多度津音頭だけでなく、若い世代にも受ける軽快な

サンバ調の踊りを考えてみてはどうか。中学生や高校生の皆さんにも参加してもらえないのではないのでしょうか。例えば、中学校の運動会で、よさこいソーランを踊っている姿は、全員がひとつになり、一生懸命に楽しんで踊っている姿が感動を覚えます。

また本町には多度津高校もあります。若い人たちの参加もあっていいのではないのでしょうか。年齢、性別に関係なく、町民総参加のまつりこそが、町の活性化につながり、みんなが年1回、多くの人達が参加をして楽しむことができる、今までの伝統を大切にしながら、時代の流れと共にニーズも変わってきています。

まつりは参加する人も見る人も、一緒になって酔える様なものにしていくべきだと思います。

町のお考えを、お伺いします。

2点目は、観音堂川と二反地川の改修要望であります。

9月4日前後に降った集中豪雨で川が氾濫し、道路への冠水、幼稚園や住宅への浸水が発生しました。今後も起こりうることに、地域の住民のみなさんの不安は多大であります。

台風や大雨のときに、満潮と重なると水位が上昇し、川幅が曲がっている箇所、川幅が広いところから急に狭くなっている箇所、誰が考えてもオーバーフローに成ることが解ります。川の面積、流量面積が、上流部の方が大きく下流の方が小さいのは基本的に不自然であり、それを長年据え置いていることは、不慮の事故の場合、天災でなく人災と言わざるを得ないと思います。

まして幼稚園は、安全なところでなくてはなりません。地域住民の避難地になっています。

今回の大雨で、遊戯室に水が入りました。また、二反地川は改修工事の途中であり、度々の冠水で被害が大きくなっており、予算的にも無駄になっているように思います。幸い今は人的被害がありませんが、もし事故があれば、誰が責任を取るのでしょうか。

是非とも町がより一層強く、県に要望して頂きたいと思います。

町の考えをお伺いいたします。以上でございます。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員ご質問のうち、たどつ夏まつり、花火大会についてお答えをしてみたいです。

私が町長に就任させて頂く以前の夏まつりは、土曜日に総踊り、日曜日に花火大会と二日間で開催しておりましたが、断続的な感じで盛り上りに向け、強烈なインパクトが必要ではないかと考えておりました。

多度津町がこれまで発展してきた歴史を紐解いてみますと、景山甚右衛門と、

七福神と呼ばれる人達の功績が、大きいのではないかと思います。そのコンセプトはＪＲ多度津駅から、七福神の住んでいた商店街界隈、そして、港へと続く動線だと考えます。そこで、総踊りをＪＲ駅近辺で開催し、その後商店街界隈の食べ物広場で美味しいものを食べ満足し、花火を堪能して、楽しいひと時を過ごして頂きたいと考えました。

多度津に来て良かったという気持ちになって、再来町に繋げることが大事だと考えております。観光行政の推進の中で、町外から沢山の見物客を迎え入れ、賑わいを創出する夏まつりイベントと捉えております。

今年は総踊りの見物客も増えておりましたし、商店街の食べ物広場では、多くの人々で賑わって、足を踏み入れる隙間もない程の盛況でした。食べ物に関しては、役場駐車場内でも２団体が出店しておりましたし、踊る人や見物客の休憩所として活用しておりました。来町者には喜んでもらえたと思いますし、出店して頂いた方々にも感謝をしております。

ちなみに、今年のおどりのチームは、去年より１チーム減少致しておりますが、参加人数は去年とほぼ同じであります。１チーム減少致しましたが、この理由もよく解っておりますので、来年は出場していただけるものと思っております。まつり会場につきましては、以前には浜街道で総踊りをして、続いて花火観戦をしていた時期もありましたが、浜街道で交通規制を掛けることに対して、安全確保に確証が持てないということで、総踊り会場の変更を、余儀なくされた経緯があります。また元に戻すような無理をして、事故でも起きた場合を考えると、ふん切りが付かない気持ちが強いですし、それより、多度津の歴史を振り返りながら、まつりを楽しんで頂くことを選んでおります。

多度津音頭や多度津囃子だけでなく、若い世代にもうける軽快なリズムでの踊りを考えてはどうかとの事ですが、今年の総踊りの出場者や、食べ物広場の出店者はスポーツ少年団関係の若い人が多く参加してくれていました。子供達を中心に若い人たちが慣れない手つきで踊り、楽しんでいるのを見てほほえましく、ほのぼのとした思いにひたっておりました。

渡邊議員ご指摘のように、サンバ調の新たな踊りを加えるためには、踊る場所を考えると、１日開催では無理があり、もう１日日数が必要ではないかと考えます。

この事も踏まえて、町民皆様に楽しんでもらえ、町外からも沢山の人々を招き入れて盛大に開催し、町観光行政推進に一役かっていけるような夏まつりにしたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問には、担当課長より答弁して参りますのでよろしくお願いいたします。

建設課長（島田 和博）

渡邊議員のご質問の２点目、観音堂川と二反地川の改修要望についてお答え

をいたします。

今回の大雨につきましては、8月30日の山陰沖の低気圧から前線が伸び、台風15号の北東進する影響も受け、31日から9月4日にかけて前線が停滞いたしました。

一方、9月2日東シナ海で発生した台風17号は、北東進し4日未明高知県沖で温帯低気圧となりましたが、前線と一体化して四国南岸を移動したため、四国地方全域に湿った空気が流れ込み、香川県においても、一時的に非常に激しい降雨となりました。

多度津町においても、8月末より断続的に雨が降り続く状態で、9月1日の午後6時頃に時間雨量25mmに近い降雨量を観測し、3日午後から4日午前にかけての24時間雨量は、135mmを超えました。

4日7時38分大雨警報発令、水防本部を立ち上げ対処にあたりました。栄町1丁目、北鴨の一部、若葉町、幸町、寿町、南桜川付近、山階佃、西村団地付近、西白方海岸寺新畠付近、見立浜地区一部町道、田畑の冠水が見られ、奥白方の南原の一部、観音堂川中下流地域においては、広範囲に町道部分、住居、田畑まで浸水の状態でありました。

満潮が10時半ごろであったため、河川本流の水位も上昇しており、当該河川の氾濫を助長した結果となりました。

昨年6月、町といたしまして、県当局に観音堂川の早期改修要望を提出いたしました。その後の県の処理方針として、諸事情もあり当面弘田川合流点より、町道30号線までの約400m区間を護岸の嵩上げ等、応急的な対処をするということで、本年度設計に入り、9月当初工事発注した矢先のこととございました。幼稚園についても町の施設であることから、今後の早急かつ適切な応急対策は必要と考えます。

いづれにしても、当該地区については、昭和の時代からたび重なって氾濫しており、3、4回床下浸水を繰り返している家屋もあることは承知をいたしております。近々では、平成16年の台風23号にて浸水被害が出ていることから、今回の速やかな応急対策と平行して、抜本的な改修計画が早期に取り図られるよう、町また、地元要望もあわせて県当局に対し、更に強く要望していく所存です。

また、二反地川改修につきましては、継続的に事業進捗しておりますが、町道西村佃橋までの多度津区域の改修完了が、来年平成26年と聞いております。町としても、早期完成を望んでいるところでございます。

まだまだ、この2河川にとどまらず、治水に関しての諸課題は沢山ありますが、なお一層の努力、研鑽して参りたいと考えておりますので、今後ともお力添えいただきますようお願いをして答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございます。

まつりの事に関してなんですけれども、今の町長のお話しの中では、私とはちょっと、かけ離れているのかなというふうに思いました。

私も、多度津の夏まつりは大好きでして、正直言って1回も休むことなく、30年ほどずっと出ております。

そんな中で、これは私の意見じゃなくって、一緒に踊っている方、また、他のチームの方の、ご意見等も生の声を聞いたうえの、これ一般質問なんです。

確かに、今までの伝統は大切です。それで、たまたまですね、地方議会人8月号なんですけれども、この項目の中にね、まつりの文化と地域の活性化という項目がありまして、それを少し引用させていただきますが、活性化という言葉は元々、科学の世界の言葉であって、異なった分子と分子が交わって、新しい物質に変わる、これは地域という事で切り口で捉えますと、地域にそれまで伝統とか、そういうのがあるんですけれども、異なったもの、新しいものを導入する事によって、新たな活力が生まれるという、そういう部分も書いております。町長が言われる、一番最初は駅から港までという部分は、ほんとに商店街の活性化にもなりますし、いいのかなと思ったのですが、毎回歩いて港まで行かしていただけてます。浴衣姿で、そのまま踊った後、行くんですけれども、多くの皆さんをお誘いするんですけれども、もう疲れたという事で、駐車場も多度津小学校の方に駐車、停めてる関係で皆さん帰られます。

歩いて港の方まで、毎回歩かせていただくんですけれども、商店街もたくさんのお人もおい出ているんですけれども、やはり、一体感と言うのか、相乗効果があれば一番いいんじゃないかなという思いで、また、町長の対話集会とか、今後あると思うんですけれど、生の声を聞いていただいて、そして、改善していただけた部分は、改善していただければなというふうに思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

それから、もう1点、二反地川と観音堂川なんですけれども、ほんとに毎回水が出るという事なんですけれども、本当に一般質問の原稿出して、その後なんですよね、地域の方とそして課長含めて、町長の方にお話しにまいりました。その上で、本当に努力していただけてることは、すごく解りますし、その後、県の方からも現場を見に来ていただきました。本当に有難い事でございますので、より一層これに向けて、前向きに町として取り組んでいただければ、本当に地域の安全という部分は、町行政の重要な役割でございますので、どうか、

要望になりますが、よろしく願いいたします。終わります。

議長（門 瀧雄）

要望でよろしいですか。

これをもって、12 番渡邊議員の質問は終わります。

次に 8 番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

8 番古川幸義です。議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。

質問の前に、台風 17 号、18 号により各地で被害にあわれた方に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

多度津町の危機管理について、2 点の質問を行います

1 点目は、本町での、危機管理体制についてお伺いいたします。

一つ、集中豪雨、雨台風に対する治水対策について。

数年前より、集中豪雨や、台風と前線の影響による豪雨等で、局地的に降る集中豪雨の被害が、各地で多発し被害が出ております。

今月 3 日から 4 日にかけて、台風 17 号から変わった温帯低気圧と、前線の影響による大雨により、河川の護岸崩落などで約 3 億 3900 万円の被害が香川県で出ております。被害の主な内訳は、土木関係では、のり面の崩落や河川の護岸崩れが相次ぎ、約 1 億 4800 万円の損失。農林水産関係は、稲の倒伏などで約 1 億 9100 万円と報告されております。

また、先月 16 日にも台風 18 号が各地で猛威をふるい、豪雨、激雨等で災害を引き起こしております。

豪雨と呼ばれる水量は、数分程度の時間に一気に集中して降り、上流から下流へ一気に大量の水が流れ、水路は氾濫し道路に溢れておりました。本町でも、白方地区において床下浸水などの被害や、町内で道路の浸水等があったと聞いておりますが、先ほど渡邊議員への答弁でありましたので、質問、報告は控えさせていただきます。

最近の雨量は僅か半径 10 k から、数 10 k の範囲で時間雨量 50 mm を超える場合が多く、土石流や土砂災害、洪水を生じている事が多くなっております。

原因としては、水田、農耕地の減少などが挙げられ、流域における保水、遊水機能が低下し、河川への負担が増大しているのも原因の一つであります。

他にも、治水工事は、本来は下流から上流へ工事を進めるのが基本にも係わらず、上流側ばかりが整備され下流側は水路が老朽化や能力不足になっていて、下流の流水限界を超え、負荷が増大しているのも事実ではないのでしょうか。これは、まさに人災でと言えるのではないのでしょうか。

また、豪雨、ゲリラ豪雨は、近年の地球温暖化等による異常気象そのものが本質の原因であると思われます。

そこで本町での危機管理体制と治水の現状報告並びに、問題点、今後の対策について質問させていただきます。

一つ、現状の水路の流水能力について。

水路が老朽化であるため、水路の断面積、水勾配などは実情の流水能力を満たしていなく、機能を果たしていないのが現状と思われますが、いかがでしょうか。また、排水ポンプの排水能力を満たしているのか、非常時の管理体制は充分であるのか、随時調査、災害シミュレーションは行っているのか、現地の住民の苦情や要望は聞いて対応しているのか併せてお伺いいたします。

一つ、流域の保水、遊水機能の保全、回復等、流域対策について。

豪雨による浸水被害が予測できる区域の検討、把握を行い、一定の治水安全度が確保できるよう、流域の保水、遊水機能の保全、回復といった流域対策等は本町で今まで対応、対策されているのか、今後の対応も併せてお伺いいたします。

2 点目に警報、情報、避難勧告について。

本町では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための町域に係わる災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る事を目的として、多度津町地域防災計画が策定されておりますが、緊急時には、住民に、より早く、より正確に、よりの確に、情報伝達するのは、自治体として当然の義務であり使命であります。よって次の項目についてお伺いいたします。

教育機関への、緊急時の指示連絡等について。

今月、4 日午前 7 時頃の多度津町での注意報であり、近隣の市町は警報が出されていた為、多くの生徒、保護者はこのまま登校するのか、待機するのか判断に困っておりました。

しかし、学校側はマニュアルに基づき、注意報は登校と判断し、激しい雨の中にも係わらず、生徒たちは登校いたしました。しかし、7 時 38 分多度津町にも警報が発令された為、学校に到着した生徒たちは、再び自宅に下校する事になりました。この場合、本町での指示連絡は急変する天候を考慮し、安全を優先し対応、指示するのが当然であり、安全、安心を優先する上で重要ではないのでしょうか。本町ではその様な状況下どの様に判断し、指示されているのかお伺いいたします。

また、学校施設は、地域の避難所に指定されておりますが、大地震発生後、学

校関係者は、子供たちの安全を優先し、避難、保護するなか、避難所へと住民の多くの方が避難、待機して参ります。

その非常時の状態で混乱する中、学校関係者は対応、負担は一体どうなるのでしょうか。本町での指示、取り決めはどうなっているのでしょうか。何時来るか判らぬ南海トラフ地震に対しての備え、準備、対応はどうなっているのか併せてお伺いいたします。

2点目に災害発生時、避難勧告等の情報伝達方法について。

本町では、渇水、乾燥注意報等の情報伝達においては、広報車が各地域を廻っておりますが、住民の多くからは、聞こえづらい、聞こうと思って外に出たがもう広報車がいなかった、など多くの意見を耳にします。

もしも、これが大災害の避難勧告や重要事項であったなら、住民に伝わらず、避難に間に合わない状態であれば、重大であり深刻な問題であります。これらの事を踏まえ、本町ではどの様に対応をされているのでしょうか、お伺いいたします。

また、各地区ではサイレンが装備されているにも係わらず、機能を停止している地区がありますが、災害時には多くの住民に対し、緊急に伝達する機能をサイレンは持っているのにも関わらず、住民に説明も充分されず、現在なぜ停止されている理由も併せてお伺いいたします。

3点目要介護、要支援者の避難場所、避難対策について。

重大災害発生時、多くの住民は緊急避難所へと避難して参りますが、避難場所は一時的な場所であり、数日の避難であれば多くの問題が発生すると思われれます。そのなかで要支援者、要介護者の避難場所、避難の方法について、また特定避難所を設けるのであれば介護、支援はどの様に行うのか。また、災害による PTSD 等による心のケア等は、本町では十分に検討されておると思いますが、要介護、要支援者の避難場所、避難対策が、まだ検討中であるならば、多くの住民は町に対し不安や不信感を抱く事になります。現在どの様になっているのでしょうか併せてお伺いいたします。

次に2点目の質問は、公共施設の老朽化について。

地方自治体の資産には、道路や上下水道などのインフラ、公共施設と呼ばれる学校、教育施設などの建物、そして公有地があり、債務として地方債などあり非常に重要であると認識しております。

建設産業民生常任委員会の視察研修として、委員会は6月下旬に神奈川県綾瀬市に研修をお願いし、公共施設保全計画についてを研修して参りました。

内容は、公共施設マネジメントシステムを計画、実施し、計画的な建物の維持管理による資産価値の向上や、建物の効果的、効率的活用による行政サービスの向上、公共施設のライフサイクルコストの縮減など、既存施設に対し、保

全計画は先端を進み、完成された計画は、我々議員にとって有意義な研修でありました。貴重な機会を与えていただいた、綾瀬市と本町に対し感謝を申し上げます。

さて、本町では資産と債務に対し、その透明化やスリム化を促す取り組みが行われているなか、資産について、今後深刻な様々な問題を抱えているのが現状であると思われます。それは、道路、橋梁、上下水道といったインフラや、教育施設、幼稚園、町営住宅、町民会館、公民館、町庁舎、消防署、農業用水といった公共施設が今、老朽化により機能を果たさず、修理が必要等の問題を抱えています。

公共施設の大半は、コンクリート造となっており、コンクリートの耐用年数など考慮し、50年弱程度を耐用年数とされており、将来的に大きな不安を感じております。また、気候変動も先ほど申した様に、過去の基準値とは大幅に変わり、安全率は年々低下の一途であります。

そこで質問いたしますが、今後大規模な修繕、補強を必要とする場合や、建替えを必要とする時期に直面しておりますが、今現在として本町ではどの様に対策実施をしているのか、次の質問をさせていただきます。

1、建物の老朽化への対応と営繕について。

公共施設すべてに耐用年数などがあり、建物の構造上の強度や機能、設備等では修理、故障、改善を有する事態が発生しております。その様な状態の中で予算を計画、補修点検する必要があります。それぞれを想定し仮定した場合、個々の想定額いくらかかるのか、または、総額はいくらかかるのか、一元化し概算として全体を知り把握する事が必要と思われます。

また、それぞれの状態や現状を把握するのには、営繕管理を必要としますが、本町にはその機能を果たす職場も担当も経験者も無いと思われます。それぞれの施設の担当が突発する現状や、事故報告するのがやっとならないでしょうか。それでは予算の計画が立たないと思いますがいかがでしょうか。将来的に予算の枠取りを行い、今すぐ営繕の担当者を設けるべきではないのでしょうか、併せてお伺いいたします。

2 点目に公共施設、設備についてカルテの作成。

老朽化を迎え厳しい現状、時期の中で、保有する公共施設、設備等を、総合的に検査、対応、企画、管理、運用、活用、処分する取り組みが必要と思われますが、その為には建物、設備をチェックし、保守点検、改修、修繕の必要性等をまとめたチェックシートの作成、保全計画などが今すぐ必要と思われますが、本町での方策があればお伺いいたします。

以上、危機管理体制についてと、公共施設の老朽化について、お伺いいたしますので詳しく答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち、集中豪雨、雨台風に対する対策について、お答えをしてみたいです。

地球温暖化が叫ばれて久しくなりますが、年々気候変動が確実に起こっていると実感させられております。

本年も猛暑続きで、熱中症が多発している時に一方では、ゲリラ豪雨で土砂崩れや河川の浸水により大きな被害が起きていたり、竜巻等突風による被害も見られました。このような地球規模での異常気象に対しての備えは、充分行う必要性を感じております。

私が町長に就任させていただいた年に、台風が5度程襲ってきて、床上、床下浸水や田畑への浸水等、町民皆様にご迷惑をおかけしてしまいました。河川からの冠水は、以前から幾度となく同じ場所で起きておりましたので、早急な処置を県に強く要望いたしました。

桜川の嵩上げ工事は、昨年完成しましたので、今回被害はありませんでしたが、山階の二反地川と奥白方の観音堂川におきましては、河川改修工事にかかる寸前でしたが間に合わず、被害を受けてしまいました。申し訳なく思っております。

二反地川の改修工事は速やかに行ってみようと思っておりますし、観音堂川につきましては、地元の方々のご要望を追加したうえで、早期改修に着工できるよう、県と相談しながら努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、その他のご質問に対しましては、教育長をはじめ各担当課長より答弁して参りますのでよろしくお願いをいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員の、台風等の緊急時における教育機関への指示、連絡等についてのご質問にお答えします。

本町では、台風等で大雨洪水等の各種警報発令時の対応として、午前6時に各種警報が発令されている場合は、自宅待機とし、その後の警報の解除、継続により休業、あるいは登校を決定することになっております。

また、午前6時以降に警報が発令された場合、時刻によっては、幼児、児童、生徒は登校、登園途中であったり、すでに登校、登園している状況であったりします。この時、子どもや地域の身近な状況が入手しやすい学校の裁量で、学校での避難、若しくは安全に帰宅することを決定し、そのことを家庭にも伝えることとしております。その際、家庭の事情等についても聞き取るなど、安全に配慮した対応ができるようにしています。その後、町教育委員会にもその旨を報告することになっています。

今回の場合は、午前7時30分過ぎに警報に変わったため、登校時刻と重なり

ましたが、さらに台風が接近することが予想され、学校は自宅待機の判断をするとともに、その旨を連絡しました。しかしながら、その時点で登校している児童、生徒については、登校を確認した後、帰宅出来るように、子ども一人ひとりを保護者に正確に引き渡す、また教員が引率するなど、子どもの安全を配慮しながら進めました。

これは、あくまでも結果論ではありますが、午前 6 時の時点で、注意報であっても、選択肢の中に自宅待機の判断という、臨機応変な姿勢も必要であるのではないかと、考えているところであります。これについては、校長会等で再度、吟味をしていきたいなというふうに思っています。

今後も、警報が発令されていない場合においても、台風の進路の最新情報、校区の状況、子どもの実態等を勘案し、臨機応変に校長の裁量で、自宅待機、登校の判断を決定するなど、子どもたちの安全を第一に考え、速やかに対応ができるよう、学校長、園長に指示するとともに、教育委員会としても事前の情報収集、また事前の相談体制等のサポート体制を構築したいと考えております。ご理解をいただきますようお願いし、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

古川議員ご質問の 1 点目、現状の水路の流水能力についてでございますが、以前にもご説明申し上げましたが、建設課といたしましては、生活排水路としての維持管理を行っており、雨水計画によって決定した水路断面ではなく、地域の方々との協議により施工したものでございます。

現状の生活排水路を改修することは困難であり、豪雨の際には建設課として町内パトロールや、地元からの通報等で現状把握、掌握に努め、住民のからの苦情、要望を聞きながら問題のある排水路等につきましては、部分的ではございますが改良等で対応しているところでございます。

尚、今後、改修を必要とする水路につきましては、下水道雨水計画認可区域において実施している 7 年確率の雨を想定し、時間雨量 35.3 mm で算出をいたしております。下水道雨水幹線計画に示されております水路断面を参考にし、今後実施していきたいと考えております。

また、排水につきましては、桜川排水機場、堀江雨水排水機場を代表とした、町内 20 箇所に設置されております排水施設において、排水ポンプ 39 台、総排水能力は毎分 1800 t で、対応しているところでございます。

つづきまして、流域の保水、遊水機能の保全、回復といった流域対策でございますが、流域対策と致しましては、現在も県事業で進んでおります桜川及び、弘田川改修工事は、30 年確率の降雨又は戦後最大流量を想定し実施されているものであり、河川幅の拡幅及び、河床の浚渫、また、桜川下流部に於いては一

昨年嵩上げ工事の施工により、河川断面が改良されていることから、保水能力も向上しているものと考えております。

また、町と致しましては、満潮時の一時滞留対策として、町内に点在する遊水地、沼地などを有効活用し、町民の方々や水利関係者の要望並びに協力を得ながら、浚渫整備などを行い、保水能力に努める必要があると考えております。今後についても、保水、排水の両面で対応をして参りますので、ご理解を賜りますようお願いして答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

古川議員ご質問の、1 点目危機管理体制についてお答えいたします。

まず、学校施設は地域の避難所に指定されているが、学校関係者の対応、負担等はどうなっているのかとのご質問ですが、災害発生はどのような時間帯で発生するか分かりません。生徒の登校中での災害発生となれば、生徒への対応が最優先となりますが、それ以外での時間帯での発生となると、どの程度まで対応、負担等はお願いできるかは、今後の検討課題となると考えております。

次に、災害発生時、避難勧告等の情報伝達方法についてお答えいたします。地域防災計画において、家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の町民等の、迅速かつ安全な避難を実施するため、避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図ることとしております。

避難に関する情報の伝達方法については、広報車をはじめ、防災行政無線、ミニFM局等による発信、エリアメール等、多様な手段が考えられますが、町としてどれが有効かは今後検討していかなければならないと考えております。

さらに、避難所が設置された場合、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問い合わせに対する回答が行える体制の整備も進めていかなければならないと考えております。

次に、現在のサイレンの利用状況ですが、火災時に町内 9 箇所のサイレンを鳴らしております。これは消防本部において、無線でスイッチのオンオフの動作のみで、サイレンの鳴らし方の変更はできません。また、停止の理由ですが、昼 12 時のサイレンのことと思いますが、住民からの要望で協議した結果、2 箇所のみを鳴らすこととしております。

次に、要介護、要支援者の避難場所、避難対策についてお答えいたします。

災害発生時、高齢者、障害者等いわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、共有、避難計画の策定等の、避難誘導体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、要介護、要支援者の避難場所いわゆる、福祉避難所の選定については、香川県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が健康相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の選定に努めてまいりたいと考えており、福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から選定することとしており、支援を行う人材の確保については、社会福祉施設管理者は要援護高齢者、障害者等の相談や、介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在作成中の多度津町地域防災計画に、議員ご指摘の内容も十分理解し、盛り込んで参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の公共施設の老朽化について、お答えいたします。

初めに、委員会視察における綾瀬市の、公共施設調査報告書を参考資料としていただきましたことにお礼申し上げます。公共施設保全計画や建物カルテ等、具体的に示されており、今後、業務を進めていくうえでの参考にしてまいりたいと考えております。

さて、昨年12月に起きた中央自動車道の笹子トンネル天井崩落事故をきっかけに、社会インフラの老朽化への関心が高まっておりますが、高度経済成長期に建設されたこれらの多くが耐用年数を越え、今、補修、更新の時期を迎えているのが日本全体における、喫緊の課題となっているのはご承知の事だと思います。

本町も、これから一斉に更新時期を迎える公共施設に対して、安全に、安心して使っていただくために、限られた財源の中で対応していかなければならない大きな課題であると考えております。現在は、大型事業を控えており、今後、厳しい財政状況になることが見込まれておりますが、施設の利用状況に応じた統廃合も含めて、維持、管理にかかるコストを極力減らす工夫は、間違いなく求められている事だと思っております。

そのために、古川議員のおっしゃる通り、施設等一つ一つを洗い出して現状を把握するためのチェックシート、いわゆるカルテの作成は、これからの計画に大変有効な作業であると思われ、将来の多度津町にとって、ハード面だけでなくソフト面も組み込んだこのような点検は、最適な公共施設を目指すために必須であると考えます。

その様な中で総務省は、財政の効率化、適正化を図るために、新しい地方公会計を推進すべく、公会計整備の重要性を議論しており、来年度にも新たな様式による、新地方公会計整備の実施要請を、全自治体に向けて出す方針としております。その公会計の運用の中で、資産の把握、いわゆる公有財産の管理状況

の把握が必要となっています。公有財産管理台帳を資料として作成していくわけですが、現在、本町では台帳はあるものの、十分でない状況にあります。今後の方針として、来年度から 2 ヶ年かけて、未登記物件も含めた土地、建物、工作物等の公有財産管理台帳を作成していこうと考えているところであります。

この、公有財産管理台帳には面積、地目、用途、耐用年数、財源等の基本情報だけでなく、建ぺい率や容積率等も入れた構造、規制、建築年月日や改修等の工事履歴、建築費や改修費また運営費、維持管理費等のコスト、また利用者の満足度、施設評価等の利用状況等も組み込まれたものにできれば、その施設の持つ問題点等の把握や、将来予測につながっていくのではないかと思います。また、どこに何がどのようにあるのかもひと目で分かるように、情報を地図上に落とした、GIS 化も含めて進めていこうと考えており、これにより施設の整備、維持、管理についての適切な判断や分析、将来に向けた健全化対策へと、大いに役立つものになるのではないかと思います。

また、今すぐ営繕の担当者を設けるべきではとのご指摘でございますが、職員数も限られていることや人事のこともあり、町長公室と十分協議をしていかなければならないと考えております。

最後になりますが、公共施設を活用した行政サービスは、日々の住民の暮らしに密着した重要なものであるだけに、しっかりと実態把握を行い、現状と課題について整理すると共に、住民の意識の改革も含めた今後の対応策について、全庁的な視点から、施設の全体像を見据えた検討や取り組みを行って参りたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが古川議員への答弁といたします。

議長（門 瀧雄）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（古川 幸義）

ご丁寧な答弁どうもありがとうございました。次に再質問をいたします。

まず、お答えしていただきました現状の、水路の流水能力についての質問ですが、9 月 4 日の雨量は午前 11 時で 1 時間当たりで 22.5 mm、満潮は午前 10 時 11 分で、排水の条件としては非常に悪い状況であるため、下流に位置する本町では、かなりの一部の床下浸水や、道路に雨水の氾濫などがありました。

他にも 22 mmを上回ったのが、平成 22 年 6 月 28 日午後 8 時、1 時間当たり 36 mmで、川は増水し局地的に川は一部氾濫致しました。多度津町の過去最高としては、1978 年 9 月 5 日 1 時間当たり 64.5 mmと、当時かなりの被害が出た記憶がございます。

近年、多度津町も1時間当たり雨量が50mmに近づき、将来それを越える傾向となっております。よって、水路、ポンプ、可動堰など、1時間雨量の設計排水量が35.3mmという想定では、能力オーバーではないのでしょうか。

また、数値の選定は先ほど、7年間の雨量の最大想定量及び、地元の方々の協議と、10年以上の過去のデータとなっているようですが、現状に対応しておりません。今後50mmを越える雨量に対し、治水対策はどのようになっているのでしょうか。質問いたします。

また、非常時のポンプ、可動堰の管理体制であります。業者に委託していると聞いておりますが、業者は1社でしょうか。それとも、複数でしょうか。お答え願いたいと思います。

もしこれがですね1社であれば、多度津町にはポンプだけでも40基以上あり、その他の水門などが非常時に故障などがあれば、1社で対応できるのでしょうか。もし出来ない状態であれば、川は氾濫し、大規模な被害が出てまいります。

これは、行政の管理不足が引き起こす人災ではないのでしょうか。業者がどんな状況でも補償し、万全であると言い切れますでしょうか。お答え願います。

2点目の流域の保水、遊水機能保全回復等の流域対策についてですが、堀江雨水ポンプ場へ大きな排水路ができて、10年を超えておりますが、川幅が広がり水量は増える一方で、片一方の農業用水として利用する際には、水門を手動で上げ、1日以上待たないと治水する事は叶いません。

また、接続する水路は老朽化で改良もされておられませんので、農業を営む近隣の人たちは取水が手間取るために、止むなく休耕する方も多くあります。

老朽水路の対策などお答え願います。

もう1点は、教育機関の緊急時の指示連絡等ではありますが、避難所の受け入れ先として学校等の公共施設を避難所と指定し、避難所については貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器を備え、避難所又は近くで食糧、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用機器、毛布などを備蓄するとありますが、これは災害時また、災害時要援護者の対応と記載されておりますが、教育関係者への避難場所のあり方の対応準備は、どうなっておるのでしょうか。

以上、再質問いたします。

建設課長（島田 和博）

古川議員質問の、建設課に対する関係では3点ございました。大変難しい回答になりますけれども、遊水能力というの、すべて最大のものとして、今の現状は確かにゲリラ豪雨と、1時間の降雨量はすでに昔を上回っておる感じが、現実いたします。ただ、河川というのと排水路というのと、我々が管理致しております排水路、これは昔から言われる下水路でございました。

それと、後の殆んどが農業用の用水が絡んでおります。この農業用の配水路断

面に付きましても、一応用水としての断面確保、また、配水としての断面確保、これも、農業等々の部分で、断面の基準がございます。

そういう受益の面積等々で、これは地域によって、自ずから変わってくるものと思っております。

ですから、末端に最終的に飛び込む幹線水路、これは支流というものを集めて、やはり大きな河川、及び、末端の配水施設に飛び込んでいくわけですが、やはり断面を最大のものとするという考え方においては、やはり難しい部分がございます。

ですから、今後の対応につきましては、やはりポンプ能力及び、適切な維持管理等を適切に行いながら、その一部でも軽減するという策の方が、私としては今の部分で、約 1 t 排出するのに排水能力をするのには、1 億というお金がかかると申しておりますから、それだけの規模の元の排水施設を取るというのと、若干中流域との排水能力をどうするかという事は、末端の処理能力と掛け合わせながら、考えていかなければならない問題だろうと思えます。

いずれにしても多度津町は、多度津で降った雨だけではございせん。やはり、流域上部から流れ込んでくる水、及び、農業用水路の幹線も、最終的には多度津に飛び込んできますから、それを我々としては海があるので、満潮時等の対応も今後、その限界に行くまで考えなければ、なかなか難しい事だと考えております。

今後、議員ご指摘の問題については、大きな見地の中で、今後対応させていただきたいと思っております。

また、もう 1 点はポンプ等々の管理業者という事でございまして、これは、建設課だけの施設体ではございせんので、1 社一括して全町の分を、今請け負っていただいております。

現実に落雷、またポンプの異常等々で、毎月一遍業者が回っております。その中で、我々の判断の中で、これはもう直しとかないかんという分については、補正対応いただくか、当初で挙げるということで、皆様方にご了解をいただいておりますが、これにつきましても、1 社対応で出来るかと申しますと、ある程度、町我々の方と地元の管理の方もおられます。ただ、機械だけの問題となると、確かに議員のおっしゃる通り、それで全部回せるかということになりますけれど、それがために平常時の整備点検を、今行っておるところですから、まずそれを重点的にしながら、今後の対策として検討してまいりたいというふうに思っております。

また、老朽施設の対応はどうかという事もありますけれども、先ほどから何べんも申しましたように、やはり老朽化しておるといのは、やはり我々の対応しておる、排水路も老朽化しておりますが、やっぱり農業用配水路としての老

朽化も見受けられます。これにつきましては、土地改良事業等の維持修繕事業において、今後地元の協力も得ながら、対応してまいる事だと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

総務課長（石原 光弘）

古川議員の再質問の中で、災害時における学校が避難所になるということで、その避難所には、貯水槽、マット、非常食、非常電源等を備え付けなければならないという事でございますが、ご指摘のとおりであると思います。

ただですね、財政も一定の枠がありますので、順次整備していくという基本的な考え方で進めておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

もう1点、教育関係者がそういう避難場所への対応でございますが、教育関係者については、県の職員でございますので、町の方から命令をするという事は出来ませんので、そのあたりは教育委員会と十分協議をしながら、どこまで対応できるかという事は、今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上で、答弁といたします。

議長（門 瀧雄）

古川議員、よろしいですか。

議員（古川 幸義）

再再質問ではありません。要望事項です。

今回、危機管理体制についてお答え願いましたが、多度津町地域防災計画には、一般対策と震災対策とが計画されておりますが、作成されたのは平成20年で、すでに5年経っております。近年の気象状況や伝達方法も変更されている箇所が多く、細部による検討が必要と思われます。

詳細について、多度津町防災会議を開催し、詳細を検討するべきと思われますので、よろしくお願いして質問を終わります。

どうも、ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって、8番古川議員の質問を終わります。

次に、9番村井勉君。

議員（村井 勉）

9番、村井勉です。

私は2点ほど、お伺いいたします。

まず最初に、多度津町学校給食共同調理場の民間委託移行についてでございます。

先日、総務教育常任委員会の視察に行きまして、学校給食業務を民間に委託している奈良県橿原市に研修視察に行ってお参りました。

橿原市では、給食センターではなく各学校単位で給食調理が行われており、同市では平成 15 年より、各小学校と中学校の学校給食の調理と洗浄業務について、随時民間企業へ委託をしています。

市では、単独校方式を堅持しており、食材の購入や給食の献立作成については、従来どおり教育委員会が責任をもって実施し、児童、生徒の栄養や食文化を考えたメニューなどを提供しています。

委託された民間業者は、給食サービスのプロとして公共施設を始め、数多くの施設の調理業務において実績をあげております。また、市町村教育委員会では、学校給食の内容や食の安全面において、指導管理を徹底することなどにより、円滑な学校給食の運営を確保することで、費用の削減効果が得られているとのこと。

多度津町では、昭和 55 年に多度津町学校給食共同調理場が完成し、町内 4 幼稚園、4 小学校、1 中学校の子供たちに、合わせて一日約 2,300 食の給食が提供されています。

学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ国民の食生活の改善に寄与する目的を持っており、児童生徒が健康な食生活に関する理解を深め、食事を大切にする態度や心を育てるうえで重要な意義を持つものです。学校給食に求められる役割は、戦後の主な目的であった児童生徒の栄養不足を補うことから、栄養の確保へと変化し、近年では給食の安全性も論議されるようになっていきます。

さて、多度津町でもこうしたなか、2、3 年後を目途として、行政改革、機構改革の一環として、給食センター業務の民間委託に向けた検討が行われていると聞いています。

そこで、給食センターの民間委託についてお聞きいたします

- 1 橿原市の給食サービス民間委託の好事例を見る限り、民間委託の方向性について、
多度津町も検討を進めていくべきものであると考えますが、仮に民間委託に移行した場合、現在給食センターに勤務している職員の処遇についてどうするのでしょうか。
- 2 民間委託の委託範囲をどこまでとする予定でしょうか。橿原市と同様に調理業務と
洗浄業務だけを委託することになるのでしょうか。
- 3 現在の多度津町学校給食共同調理場の建物と設備は、築 30 年を超えており老朽化
が進んできています。民間委託する場合、建物や設備の修繕、更新をどうするのでしょうか。

- 4 委託業者や納入業者をどのように決定するでしょうか。
- 5 給食事業の民間委託移行に関し、今後のスケジュールやその他課題となっていることは何かあるでしょうか。

次に、大きな社会問題となっている体罰の問題について伺います

8月10日付の四国新聞の記事によりますと、大阪市立桜ノ宮高校の男子生徒が体罰を理由に自殺した問題を機に、文部科学省がその実態調査を行ったところ、2012年度に全国の国公私立の小中高などで、体罰を行ったと認定された教員が6,721人で、被害を受けた児童生徒の数が1万4,208人に上っていることが分かりました。体罰があった学校は4,152校で、これは9校に1校の割合となります。

公立校に限定した2011年度調査で、体罰を理由に処分された教員が404人おり、体罰を行った教員を公立校だけで2011年度と単純比較すると、2012年度は13.4倍に増加しています。これは、体罰が表面化せずに見過ごされてきた実態が反映されたものとなります。なお、文科省の発表では、体罰を把握したきっかけの50.6%が教員からの申告によるものでした。

小中高別に体罰をした教員を見てみると、中学校が2,805人と最も多く、続いて高校の2,272人、小学校の1,559人となっています。小学校では授業中の体罰が59.1%を占めていますが、中高は部活動中が40%前後となっており、体罰が行われる傾向の違いが明らかになっています。

国公私立別では、公立は5,415人、初めて調査が実施された私立は1,259人、国立は20人これは高等専門学校を除いていますとなっています。

また、教員千人当たりの体罰を行った人数を見てみると、私立が9.5人、公立が5.3人、国立が2.5人となっており、私立が多い傾向となっています。体罰を行った教員は172人に1人の割合で、中学が104人に1人と最も多く、被害を受けた児童生徒は千人に1人でありました。

体罰の内容は、素手で殴るが61.0%と大半を占めて、次いで蹴るが9.2%、棒などで殴るの5.3%などとなっています。

また、教員の処分については、懲戒や訓告などを受けた公立教員が2,752人で、うち3人が懲戒免職、今後処分予定となっているのが2,663人です。

香川県では、公立と私立を合わせた40校で66件の報告があり、教員59人が延べ150人の児童生徒に体罰を加えています。公立学校で体罰を行った教諭39人については、7月中旬までに処分を終えているということでございます。そこでお聞きいたします。

今後、体罰の問題が発生しない学校教育を実現していくために、小学校での授業の在り方や、中学での部活動の指導などについて、教育委員会としてどのような方針で臨んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員の、学校給食センターの民間委託移行についてお答えをしております。

学校給食業務に関しましては、視察研修や、また、町の学校給食センターへの視察等を通じて関心を持っていただき、本当にありがとうございます。

この業務は民間委託する方向で進めておりますが、今、広域での運営も検討中です。

案としましては、善通寺市と琴平町と多度津町で、合同の給食センターを3市町の間接点であります善通寺に建設し、共同運営での民間委託を考えております。1市2町とも施設の老朽化に伴い、改築を考えておりましたので、効率よく効果的に運営できるよう、3市町の担当課で協議、検討中であります。

1市2町での合同運営は、安全、安心な食材確保と、各市町の特産物を活かした地産地消のもとで進めようと考えております。

善通寺市が3,500食、多度津町が2,300食、琴平町800食を賄う施設となりますので、まず大事なものは、児童、生徒の食の安全と栄養バランスの確保です。3市町間で討議しながら進めて参りますので、合同運営にご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、町の現業職員につきましては、給食センターのみならず、環境課職員にも一般職転向の希望をとり、先日一般職移行への試験と面接を行ったところで

す。ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問につきましては、教育長より答弁して参りますのでよろしくお願いをいたします。

教育長（田尾 勝）

村井勉議員の、学校給食センターの民間委託移行についてのご質問にお答えします。

初めに、答弁に移ります前に、詳細については明日の総務教育常任委員会の中で、改めてご報告はさせていただきますが、今現在、善通寺市を中心に琴平町及び、多度津町の1市2町で、学校給食センターの共同設置及び、共同運用について平成29年4月運用開始を目標として協議が進められており、その方向で行くという前提の中で答弁をさせていただくことを、予めご了承いただければ幸いに存じます。

一つ目の、現在勤務している職員の処遇についてでございますが、今現在、学校給食センターに勤務している職員の内訳としましては、正規職員が8名、嘱託職員が3名、臨時職員が3名の合計14名の調理員、また配送については2名の嘱託職員で対応しており、他に県費の職員にはなりますが栄養教諭、栄養

士の2名、学校給食会の職員として2名の臨時職員、そして嘱託職員でもあります所長が勤務しております。

このうち調理業務に従事しております正規職員につきましては、今後順次定年退職を迎えることにより、平成26年度に7名、平成27年度に6名、平成28年度には4名となる予定であります。

しかし、現在進めようとしている民間委託への移行が実現するまでは、直営によって現在の学校給食に係る調理業務の全体量及び、水準を維持する中で食の安全を確保するために、退職職員の補充として嘱託職員による人員の充当が、必要不可欠であることは明白であります。

そういったことから、人事担当課である町長公室ともに連携を密にする中で、正規職員の処遇については、基本的に配置転換を前提に、関係職員の意向を尊重することを最優先に考えながら進めていく所存でございます。

嘱託及び、臨時職員については、町としては将来的に新たな職場での雇用確保の可能性について、検討してまいりたく考えております。

二つ目の、民間委託の範囲及び、三つ目の既存施設の更新についてでございますが、施設の建設も含め学校給食事業の運営全体を委託するのか、特定の部門の運営のみ委託するのかは、今後1市2町全体としての協議の中で決まっていくことになろうと存じます。

四つ目の、委託業者や納入業者の決定についても、同様に今後1市2町全体としての協議の中で、決まっていくことになろうかと存じています。ただ、食材については、現在ひまわりの会から提供いただいております、新鮮で安心な地元で生産された食材を活用している、いわゆる、地産地消について、新体制の中でもできる限り、1市2町全体の中で具体化を提案して参りたいと考えております。

五つ目の、今後のスケジュール及び課題についてでございますが、これについても今からヒアリング等を通じて、現場の意見を吸い上げていく中で、例えば献立の統一や学校栄養職員の配置人数など、様々な課題が浮き上がってくることが予想されると存じています。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、善通寺市を中心に琴平町及び、多度津町の1市2町で学校給食センターの共同設置及び、共同運用について平成29年4月運用開始を目途に協議を進めてまいります。

その中で随時、議会の皆さまにも中間報告をさせていただきたくお願いし、簡単ではございますが、給食センターに関わる、村井議員のご質問に対する答弁は終わらせてもらいます。

続きまして、体罰に関する質問にお答えいたします。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な影響を与

えます。さらには力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。

教育委員会では、体罰の問題が発生しない学校教育を実現していくために、具体的に次のような取組をしております。

まず、体罰を未然に防止するため校長会等を通じて、体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒、体罰の区別等により一層適切な理解を深めるよう、再三に渡って指導をしているところであります。

小学校での授業の在り方についてのご質問ですが、指導の困難な児童の対応を一部の教員に任せっきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることがないよう、体罰を引き起こす要因を排除できるように、協力的で組織的な指導ができるよう、学校にお願いしているところであります。

また、個々の教員は現職教育の場で、児童理解に基づく適切な指導ができるよう、指導力の向上に努めています。本年度、町として発達障害等に関する教職員の、専門性向上事業の研究指定を受けていますが、これも児童理解に役立つ事業になると考えております。

今後も、たとえ指導上の困難があっても、決して体罰することなく、粘り強い指導と家庭や関係機関の協力を得ながら、学校や学級で児童が安心して学べる関係と環境を確保するべく、努力していきたいと考えております。

中学校の部活動における体罰防止の問題については、平成 25 年 5 月 27 日に、運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議から、運動部活動での指導のガイドラインが出されました。この中には、体罰等の許されない指導と考えられるものの、具体的な事例が示されております。

中学校にあつては、このガイドラインを遵守し、一人一人の生徒が輝く運動部活動が行われるように指導しております。部活動の外部指導者、あるいは教員については、県教委主催の研修会の場が用意されており、そうした研修について、できる限り受講できるように配慮しているところであります。去る、9 月 12 日には県教委主催のもと、運動部活動での指導のガイドラインの説明会が、県下 200 余名が集い行われたところであります。

次に、各学校で体罰事案及び体罰に近い不適切な行為が行われた場合、隠ぺいすることなく、校長あるいは教育委員会への報告、相談を速やかに行えるような気風や仕組みを創ろうと考えております。

問題の解決にあたっては、当事者から聞き取りを正確に行い、事実関係を明らかにするとともに、内容によってはスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、法務監、また緊急の事案については、警察等にもかかわっていただくことも考えております。

体罰事案のみならず、問題行動については、各校の状況を随時報告してもらっ

ており、教育委員会においても、個別の事案について調査、点検し、よりよい問題の解決を図れるよう指導、助言をし、学校をサポートしていきたいと考えております。

以上で、村井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、村井議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長からありましたが、村井議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村井 勉）

体罰の問題ですけれど、委員会として指導、監視を十分に行っていただき、今後このような事が、多度津はあったのか、無かったのか知らんですけど、無いようにまた、よろしくお願いいたします。要望でいいです。

それから、給食センターですけど、食の安全がもう安心安全が第一でございますので、効率のいい事だったら十分前に向いて進んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。要望です。

議長（門 瀧雄）

これをもって、9 番村井勉議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、45 分から再開いたします。

休憩 10 時 31 分

再開 10 時 45 分

議長（門 瀧雄）

それでは、引き続き再開をいたします。

3 番、金井浩三君。

議員（金井 浩三）

一般質問、3 番金井浩三、2 点ほど質問させていただきます。

まず質問の 1 点目は、健全な財政運営についてであります。

去る 8 月 29 日に全員協議会があり、多度津中学校の整備についての説明がありました。かねてより老朽化が指摘されており、早く建替えてほしいと町民の皆さんが希望しているものであり、平成 27 年春の完成に向け、着実に進めていってもらいたいと思っています。

しかし、昨今の建設物価や人件費の異常な上昇等により、中期財政計画で見積もった金額よりも相当オーバーしているとのことでした。現在のような健全な財政運営を継続し、水関連事業や土地開発公社などの多大な借金を計画的に償還していく為には、今回超過した金額に見合う財源を、どこに求めるかを検討

しなければならないと思います。

それには、ほかの実施予定の事業を取り止めるのか、また或いは、丸尾町長さんのマニフェストにあるように、新たな財源を捻出して対応するのかを判断しなければならないと思います。どのように考えているのかお伺いいたします。そして、第2点目各課での専門職員について。

町民が待ちに待った多度津中学校建設、丸尾町長さんが多度津町のシンボリックな建物にしたいと言った校舎が、これから入札、入札は昨日実行されました。契約着工に向け本格的に動き出しました。少し長い時間がかかったのではないかと思います。

先日、最終金額についての勉強会があり、担当者の方から今までの流れの中での金額の変更、最終金額がどうしてこうなったのかの説明がありました。

その中でふと私なり思ったことは、数字のマジックに翻弄され、中味をよく吟味されず、何も気付かないまま、日数だけがむなしく過ぎていったのではないのでしょうか。このことはほかの議員さんも感じたと思います。

ごく最近、新聞上でまんのう中学校改築工事の記事が載っています。皆様方もこの記事を読まれたと思います。体育館の壁のベニヤの厚さが9mmを6mmで、また下地の棧の間隔が設計上、300ピッチのところを450ピッチで施工していたのが判明しました。

そこで急遽、満濃中学校改築調査特別委員会を設けたそうです。この問題は全てを丸投げにしたから、こう言うことが起きたのではないのでしょうか。

前にも丸尾町長さんにも言ったのですが、各課においてせめて2、3名ぐらいは、その分野のプロフェッショナルを配置、育成すべきではないのでしょうか。6月議会の一般質問でも塩野議員が質問したように、電話を保留にしたまま長い時間待たせる、また、電話をたらい回しするのも一緒ではないのでしょうか。どのように考えておられるのか、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

金井浩三議員のご質問のうち健全な財政運営について、まずお答えしてまいります。

議員ご指摘のように、東日本大震災の復興需要等による、人件費や資材の高騰により、多中建設資金に大きな狂いが生じてまいりました。

先日開催いたしました全員協議会では、ご理解賜りましてありがとうございます。この超過した金額を、どこで埋め合わせをするかというご質問についてですが、今私が考えている事業、施策のほとんどが、どのようにして新たな財源を生み出すかという考えの下ですので、取りやめるような事業は無いと考えております。

新たな財源を生み出す施策としては、多度津山近辺の遊休地の利活用、町営住

宅の長寿命化計画のなかで、必要なものと不必要なものに分けて、不必要な土地に対しての売却、もしくは賃貸、また J R 多度津駅周辺の活性化の為、この 9 月議会でパークアンドライドに隣接する、土地開発公社の土地を買い戻しますが、自由通路の建設と J R 駅舎のバリアフリー化も含めて、この買い戻しをした土地の有効活用を考えております。

その他、堀江公園にある老朽化したテニスコート 2 面もフットサル場に改修して、新たな財源を生み出そうと考えております。

これらの事業には、初期投資は必要になってきますが、常に選択と集中の考えのなかで優先順位を決め、財政規律を乱さないよう気をつけながら、費用対効果を念頭に入れ、長いスパンで財源を生み出すよう努めてまいります。

また、中讃広域行政事務組合に、構成 2 市 3 町で積み立ててあります、ふるさと基金も必要な分だけ残しておいて、2 市 3 町に払い戻しをするよう提案しております。実現すれば多度津町分としては、約 9,400 万円の戻りがあります。

2 点目の各課での専門職についてお答えをしてみたいと思います。

行財政改革のなかで、大きいウエートを占めていますのは人件費の削減です。地方分権改革推進により中央より、多くの業務が移管されているなかで、職員定数の適正化をはかり、効果的な人員配置に努めております。

また、正規職員には、町行政全般にわたる職務の履行を求めていますので、専門職の職員を各課毎に、2、3 名配置する余裕は無いと考えております。

費用対効果を常に念頭に置いて、限りある職員が住民目線で住民サービスの向上に努めてもらえるよう、職員のモラルの向上に努めてまいります。

そして、職員のモチベーションを高めるため、職員提案制度と人事考課制度を活用し、町民皆様と議員皆様の負託に応えられる人材を育成していこうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、各担当課長より答弁をしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（石原 光弘）

金井議員ご質問の 1 点目、健全な財政運営についてお答えいたします。

本町は、平成 24 年 11 月に多度津町中期財政計画を再編し、平成 29 年度までの間、健全な財政運営を行うことといたしました。

しかし、議員さんご指摘のように、昨今の建設物価や人件費の高騰等によりまして、中学校建設のみならず、今後の投資的事業における事業費の高騰が考えられますので、町運営の選択と集中が益々重要になってくるものと感じております。

さて、多度津中学校の改築に係る事業費が大きくなったことによりまして、財政的な負担についてでございますが、現状の多度津町中期財政計画に盛り込まれております公債費の額が、毎年度 1 千万円から 2 千万円程度増加すると見込ん

でおります。

公債費は義務的経費でございますので、減らすことはできません。このため、この経費を捻出するために、事業のムダ、ムラの洗い出しを行う一方、活用できる国、県、その他の補助金や交付金の掘り起こしを研究し、住民サービスの低下を招くことのないような財政運営を心掛けてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、金井議員への答弁といたします。

町長公室長（高嶋 好弘）

金井議員のご質問の第2点目、各課での専門職員についてお答えいたします。各課において、その分野のプロフェッショナルの配置と育成についてでございますが、各課の業務につきましては、事務分掌に基づき担当職員がおり、業務内容によって複数で担当しています。担当業務については、人事異動時に事務引き継ぎをおこない、また、ベテラン職員が、指導及び補佐をして協力体制をとるようにしています。

職員は担当業務について、1年目でマスターし、2年目からはプロとして、効率的により質の高い業務をこなしていくよう心掛けています。

また、専門職員や技術職員は、人事異動も限られており、それぞれの専門分野で経験を積み重ねて、業務をこなしておりますが、一般行政職員は採用後、人事異動であらゆる課の経験を積み重ねることにより、役場全般の業務をマスターして、プロの行政職員として成長していかなければなりません。

住民サービスの多様、複雑化により一般行政職員で業務上、資格をもった専門職が必要とする課も多く、有資格者の配置や担当になった職員が専門研修を受講して、知識を身につけて業務を行っていますが、人員の不足している部署では、有資格者の臨時職員の配置をしています。

なお、平成25年度においては、教育課に新たに文化財専門員を採用して、専門分野での業務を行っています。

また、香川県の相互人事交流制度を利用して、現在、県において専門分野での業務にも携わっています。

人員配置については、常に検討しており、職員の効率的、重点的な配置に留意して、今後、質の高い住民サービスの提供ができるよう努めていきたいと考えています。

また、6月議会でも答弁させていただきましたが、職員教育の一環として、9月に、さわやか行政サービス自己診断を全職員に実施したところですが、今後も職員の行政サービスの意識向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、金井議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、金井議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（金井 浩三）

まず1点目の、健全な財政運営については、最重要事項だと思っていますので、着実に実行してもらえる事を期待しております。

そして第2点目、今から多度津中学校改築工事、そして消防庁舎、多度津町としては大きな物件が今から動きます。

その中で、現在建設課には何人の技師がおられる、そしてその人達はどういう、何の資格、免許を持っておられるか、質問よろしく願いいたします。

建設課長（島田 和博）

金井議員の再質問にお答えいたします。

現在、建設課におきまして、私含め10名居りまして、すべてが技師でございます。殆んどが多工の土木、建築、電気の出身者でございます。

その中で数名の有資格者がおります。これは、私の若い頃にですね、そういったとえ土木にせよ、建築にせよ、そういう業務に付くんであるから、そういう有資格を取るようにと時代がございまして、私もその時に取らせていただきました。

ですから、現実的に有資格者と言っても、建築士2級もおりません。土木技師の2級、施工管理技士等は数名ございませんが、その他はございません。ただ、先ほど人事の方の室長から言いましたけれども、やはりこれは一番大事な部分だと考えますので、我々含めて、そういう機会を与えて、講習会、県の事業体の色んな部門の研修会、講習会がございまして、そこでも日夜参加をいたしておるところでございますが、それに鑑み、さらに向上するため、また自己の技術の向上のため、それはやはり、有資格者を目標にですね、やっぱり今から育てていかなければならないという事を考えております。

今後とも切磋いたしますので、ご配慮いただきますようよろしくお願いして、ご理解を賜りたいと思います。

議員（金井 浩三）

ご答弁、ありがとうございました。

行政の仕事は、とにかく機械ロボットでやることはできません。どうか、優秀な人材をこれからも大切に育てて下さい。よろしくお願いします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、3番金井議員の質問を終わります。

次に7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

大枠で2点の項目について、質問させていただきます。

1点目は、工場立地法による緑地面積率の緩和について、2点目は多度津町学校給食センターの改築について質問いたします。

本年7月17日、ツネイシ造船さんは、多度津工場を今治造船さんに売却すると発表がありました。各企業の経営効率化の計画のなかで、大きな決断であったかと思います。ツネイシ造船さんから分社化した、多度津造船の全株式を今治造船さんが取得し、合わせて同工場に勤務される約250人の方々の雇用が維持される、こういうふう聞いております。

私は3月議会でこの問題について質問致しました。大変心配いたしておりましたが、この度の発表は、多度津町の税収の面や、勤務されている従業員にとって、良い方向で決着された、こういうことだとホッといたしております。企業の立地、存続、躍進が色々な方面にとって大切な事柄かと、改めて認識いたしました。

住みよいまちづくり、住民にとって安心安全なまちづくり、しかしそれは我が多度津町で、安心して経済活動のできる企業があることの由縁ではないでしょうか。そのことも、ひいては住民への大きなサービスであろうと考えます。おそらく、丸尾町長も同様のお考えだと拝察いたしております、いかがでしょうか。

さて、本題の工場立地法による、緑地面積率の緩和についてであります。経済産業省においては、幾度か関係規則等の改正しておるように伺っております。直近では、平成23年9月30日に改定施行されたようですが、その内容はどのようなものでしょうか。

また、工業立地促進法も視野に入れ、狭い国土をより有効に活用できるよう、先人の残した産業集積という財産を、今度は新しい時代に適応して活かす事が肝要かと考えますが、いかがでございましょうか。

ちなみに、お隣の丸亀市は、丸亀市工場立地法第4条の2第2項の規則に基づきまして、その準則を定めるという条例を発行いたしております。これは、昨年12月21日に施行いたしております。

またそれは、企業のより積極的な設備投資や企業立地を促進し、丸亀市内の経済活性化を図るため制定しましたとあります。その緑地面積率の制限数値は大幅に緩和されたようです。

本町と同様の田園地帯を持ち、瀬戸内海という同じ海に臨み、同じ空気の中、共に生活していく環境にあります。本町も同様に、企業活動に生かしていくお考えはあるのでしょうか。いかがでしょう。

次に質問の2点目でございます。

多度津町学校給食センターの改築について、私は行財政改革特別委員会の活動、

視察の中で、本年度から改めて、多度津町内の色々な施設を見てまいりました。どの施設も老朽化が進んでおり、これは大変だと感じました。財政面にも配慮しつつ、計画的に改築等の検討を進めなければならないと印象を受けました。特に学校給食センターについては、相当老朽化が進んでおり、早急な建て替え検討が必要ではないかと思います。

外壁などの、見た目の老朽化も著しいと感じますが、それ以上に窓枠、網戸の劣化、そういったことによってのハエなどの不衛生な害虫の侵入の恐れ、通気や換気設備の劣化、屋内は高温多湿で、食材にも人間にも劣悪な環境でありました。

また、設備に至っては今使えているのが不思議な設備もあり、ベテラン職員が長年の経験を活かして、施設面の不備を補っている様な状況でありました。現在では重大な給食事故等は起こっておりませんが、さて今後もそれはいかがでございましょう。

また、その職員たちも数年後には退職する予定と伺っております。この給食センターの問題は、まさしく喫緊の課題であり、町はどのように対応していこうとしているのかをお伺いいたします。

先ほどの村井勉議員の質問と重複しておりますが、色々な切り口がございます。常任委員会でのお話だけでなく、この本会議では、町民の皆さま方も傍聴されております。是非、詳細な内容をお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問に、お答えしてまいります。

小川議員もご心配されて、3月議会で質問された常石造船の件ですが、今治造船との間で売却が締結され、この同工場の従業員と子会社の従業員も、原則雇用を維持できるようになりました事には大変安堵しております。

多度津町の税収を考えてみますと、臨海工業団地にあります50数社の企業からいただいている税金には、大いなる恩恵を受けております。我が町は今、多額の借金をしておりますが、滞り無く借金の返済ができ、赤字債権団体に陥らずに済んでいるのも、安定した税収のおかげで、毎年の収支バランスが黒字を保っているからです。

町に在籍している全ての企業に対して、産業振興を図ることは、町行政の大きな責務だと考えております。

今回の常石造船の件で、再度産業振興の重要性を確認したところであります。議員ご指摘の工場立地法についても、企業のより積極的な設備投資や企業立地を促す事が税収増を生み、町の活性化につながると考えておりますので、実現に向け前向きに検討してまいります。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問に対しましては教育長をはじめ、担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の、工場立地法による緑地面積率の緩和についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

平成 23 年 9 月 30 日に改正された、工場立地法施行規則の改正内容でございますが、まず、工場立地法上の緑地の面積当たりの木の本数に係る規定、及び、緑地として取扱う土地の面積の下限が削除されました。

また同時に、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（告示）でございますが、それが改正され、地域準則を定める条例の範囲を、第 2 種区域（準工業地域）、及び第 3 種区域（工業地域、工業専用地域）の緑地面積率、及び環境施設面積率の下限が、それぞれ 5% 引下げられました。以上が改正の主な内容でございます。

本県におきましては、平成 19 年 6 月 11 日に施行された、企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び、活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づき、県と市町が企業立地重点促進区域を定めた基本計画を策定し、国の同意を受けています。

これにより、市及び町は工場立地法の特例措置として、企業立地重点促進区域における工場、または事業場の緑地面積率及び、環境施設面積率について、国の定める基準の範囲内で、区域の区分ごとに条例を定めることが可能になっています。

現在のところ、その基本計画における、多度津町の企業立地重点促進区域のうち、工場立地法特例の適用を受けている区域はございませんが、町内産業の活性化を促すため、また、企業を誘致する環境整備のため、県と協議して、町内の企業立地重点促進区域全域に、工場立地法特例を適用する、基本計画の変更を国に届け出たのち、早急に条例制定に向けて取組んでまいりたいと考えております。

以上で、小川議員の工場立地法による緑地面積率の緩和についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

小川保議員の、学校給食センターの改築についてのご質問にお答えします。先ほどの村井勉議員の答弁でもお答えしましたように、今現在、善通寺市を中心に琴平町及び、多度津町の 1 市 2 町での学校給食センターの共同設置及び、共同運営について、平成 29 年 4 月運用開始を目標として、今現在、協議が進められており、その方向で行くという前提の中で、答弁をさせていただくことを予め、ご了承させていただければと存じます。

本町の学校給食共同調理場、いわゆる給食センターについては議員ご指摘のありましたとおり、築後すでに 30 年以上を経過し老朽化が進んでいることはご案内のとおりでございます。

安全、安心な学校給食の提供を継続して実施するためには、本施設の早急な更新が喫緊の課題であることは、執行部としても十分認識をしているところではございますが、多度津中学校の改築、それに加えて消防庁舎の改築など、町にとって重要な事業が進行中であることから、町の中期財政計画を考慮することが求められることはいうまでもありません。

そうした中で、先にお答えいたしましたとおり、1 市 2 町の各首長の前向きな考えを受け、当該市町における学校給食センターの共同設置、共同運用についての検討が、前向きに進んでいることもあることから、平成 29 年 4 月の運用開始を目標に、今後も作業を継続してまいりたいことを申し上げ、小川保議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、小川議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの丸尾町長からのご回答の中で、これは本町においても、各企業さんの活動が非常に大切であると、むしろ今後も積極的に立地、そして企業の躍進に貢献したいと、是非お手伝いをさせてほしいというふうに、私は捉えました。本当に、ありがとうございます。その通りになっていこうと、私どもも共にやっていきたいと思えます。

それから、これは質問と申しますか確認ですが、政策企画課の課長さんにお伺い致します。

早急に本、工場立地法、あるいは立地促進法についてですね、国に対して特例を申請し認定をいただくと、その上で町としても、どういう面積率にするのかというご検討だろうと思いますが、この早急にというのは、だいたいいつ頃というふうに、私理解すればよろしいのか、普通早急にと申しますとですね、色んな事柄によりますけれども、三月、四月というふうな期間を、私は想像いたしますが、その通りであれば、是非お願いしたいなと思えます。

それから、削減率と申しますか緩和ですね、緩和措置については、お隣の見本が良い見本がございますので、是非それも参考にしていかがなと思えますので、そういった所も含めて、お答を願いたいと思えます。

お願いいたします。

政策企画課長（岡部 登）

ただ今の、小川議員の再質問に、お答えいたします。

今後は、宇多津町、丸亀市など、隣接する沿岸部の状況に合わせた、措置を取れるかどうかを検討いたしまして、県と様々な協議がありますので、今年度中には結論を出せるように、考えていきたいと思っております。

もちろん、町長が申しましたように、出来るだけ早い時期にということは考えております。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今のご答弁の内容であれば、本年度中という事ですので、来年の3月いっぱいには、施行が可能であると、こういうふうに理解しておればよろしいんじゃないかな。

具体的な数字が出ませんので、私確認させていただきましたけれどもね。

実は企業というのは、非常に困っております。何故かといいますと、日本の国土は皆さんご承知の通り、非常に狭い、狭小な土地、また、ある意味では山がたくさんあってですね、環境の良い日本国であるというふうに思っております。そんな中で、こういう先進の企業の皆さん方が、非常に努力されて、経営を維持されておるという事でございます。この緑地の面積率、これはかつて約30年間程、非常に皆さん方苦勞をしながら計画をいたしました。この面積率によってですね、非常に拘束された部分がございました。

今後は国の方針であります、緩和をするという事を徹底的にやっていただきたいなというふうに思っております。これは、要望でございます。

それから、もう1点、ちょっとお話しですが、質問をさせていただきますが、先ほどの学校給食センターについてでございますけれども、先ほど、教育長の方からお話しをいただきました、1市2町で進めておるという事ですね。

この内容については、なかなか今始まったところでありますので、詳細な噛み砕いたようなお話は、難しいかもしれませんけれども、私が先ほど申し上げましたように、この会議には住民の皆様方も、傍聴でいらしております。

逆に、総務教育常任委員会っていうのは、傍聴が許されておられません。

こういった内容がですね、もっと開けた内容になればなと思いますけれども。この会議場で、せめて話せる内容について、こぼれ話でも結構ですから、もう1度この1市2町でお話しされた内容について、もう少しお話しほしいなと思います。

よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

小川保議員の再質問に対する、お答をしたいと思います。

現在、学校給食センターの共同運営実施、運用についての検討が、1市2町の間で検討会が何回か設けられています。

現在は担当者のレベルで、基本的には市長さんのお考えの筋の基で、担当者レベルで各センターの状況とか、あるいは課題とか、あるいは統合した場合、どういう場所に統合していくのかというふうなことについての、検討が行われております。

だから基本的には、情報交換が今中心でないかな、というふうに思っております。

各市町の実態等の把握と今後の方向性について、今後何回かこういう会を設けながら、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上、私の方からの答弁を終わらせてもらいます。

町長（丸尾 幸雄）

このことはですね、合同給食センターの件ですけれども、今私ども2市3町で中讃広域行政事務組合、また、定住自立圏という構想の中で、いつも、効率良くで効果的な行政運営をするには、どうすればよいかという事を、いつも首長さん達と話しをしております。その中で、今それぞれの問題を抱えておりますのが、老朽化した給食センター、どうするんだという話が起こりました。丸亀市は既に独自でやっておりますので、丸亀市は除外するという事になりますと、定住自立圏構想の中では取り組めない、その中で善通寺と琴平と多度津町とまんのう町で、じゃあどうしようかという話が起こりました。

そしてその時に、まんのう町は、もうすでにご存じのように美合という地区とかですね、山の方の地区が大変ありますので、とてもじゃないが単独じゃないと出来ない、合同では運営が難しいということになりまして、それで善通寺と琴平町と多度津町という事になったわけですけれども、たまたまその時に、善通寺市が給食センターを改築する場所というのが、2つぐらい案がありました。その場所からですと、多度津町も30分以内に配送ができる、琴平町もしかりという事で、それだったら1市2町で検討する事が出来るんじゃないか、という中での話であります。

今、先ほど教育長の方からも申し上げましたが、首長主導での事になっておりまして、まだ具体的な色んな施策、それから、どういうふうにやるかという事に対しては、まだ未定であります。

そういう事でありますので、どうかご理解を賜わりまして、色んな忌憚のないご意見をちょうだい致しながら、この共同運営での給食センターも前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、7 番小川議員の質問を終わります。

次に、5 番隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5 番 隅岡美子でございます。

通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

教育現場でがん教育の充実についてであります。

国民に 2 人に 1 人ががんになる時代が来ています。しかし、現在の教育現場では、がんは保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際、ほかの病気とあわせて紹介される程度であります。授業時間も小・中高校で、それぞれ 1 時間ほどしか確保されておらず、有効ながん教育が行われてきたとは言えません。また、がんという病気への向き合い方やがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると思われます。国が 12 年度に定めたがん対策推進基本計画では、がん教育について、子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持てるよう教育することを目標に掲げております。がん教育は子供たちが自分の健康の大切さを学ぶと同時に、病気の人に対する偏見や差別をなくするための重要な機会であると思います。学校現場での質の高い授業を実現していただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

- 1、がんを切り口にした健康問題や医療の現状、命の大切さなどを総合的に学べる体制づくりに取り組むことについて。
- 2、保健体育の教師などに対して、がんの知識や理解を深める教員研修の実施について。

以上でございます。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問にお答えをしてみたいです。

私たち現代人の生活環境が大きく変化し、がん、糖尿病、心臓病、脳血管疾患が生活習慣病の四大疾病と呼ばれております。また、これらの発症が低年齢化し、小・中学生に及んできていますことには大変憂慮するところであります。私たちは、子供たちに自分の将来を考えて健康の大切さを教える必要があると思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、教育長より答弁をしてみたいです。よろしくお願いします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員のがん教育の充実についてのご質問にお答えします。

新たに、平成 24 年度に策定された国のがん対策推進基本計画に基づき、文部科学省では学校におけるがんに関する教育の拡充をする動きがあるようです。

香川県でも、平成 23 年に香川県がん対策推進条例を作成し、第 14 条に、県は学校関係者、保健医療関係者及び関係団体と連携し、児童及び生徒が学習活動等を通じてがんに対する理解及び予防に関する知識を深めるために必要な施策を実現するように求めるものとする」とあり、それを受けて、香川県がん対策推進計画を策定しております。

その中で、小学生、中学生、高校生の発達段階と適時性を考慮した適切ながん教育用教材を作成し、教育現場におけるがん教育を推進するとして、県下の小・中学校、高校それぞれ 1 校をモデル校として指定し、先進的な授業を行い、教員研修を始めました。その研究の成果を町内の養護教諭、保健体育の教員、学級担任の教員等が学び取っているところであります。既に、教職員の研究団体でもある学校保健部会では、教材集を使用して自主的な研究を進めております。各校での本格的な取り組みは次期学習指導要領、保健体育科等の改定、次に教科書におけるがんについての記述を受けて、学校での具体的な授業実践が始まると考えております。

議員ご指摘の総合的に学べる体制づくりについては、現在進めている健康教育の取り組みを継続、充実させるという視点から考えられると考えております。継続、充実の視点は、教育課程の工夫、小・中・高の連携、人材活用の工夫との 3 点であると考えております。がん教育を進める上で大切なことは、生命のとうとさを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重するとする道德教育を中心にした心の教育を全領域で行うとともに、保健体育、家庭科、理科などの教科の学習、学級活動の実践というふうに心と頭と体でつないで学んでいくという扱いをすることが重要だと考えております。

また、幼・小・中の連携を図り、深まりに配慮した健康教育の授業実践を通して進められるよう仕組みを整えたいと考えております。人材活用については、現在も実施していますが、養護教諭や栄養教諭の授業への参加や県の事業であるいのちの先生事業を利用し、医師、助産師、救急救命士、消防士などの外部人材を招聘する中で体制づくりを充実させていきたいと考えております。

今後も引き続き学校現場においては、がん教育の先行研究に着目しながら、生きる力の基盤でもある健康教育、命の教育が時代の要請に合うものになるよう学校をサポートしていくように取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、隅岡議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（門 瀧雄）

以上で隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

東京大学の医学部の附属病院の放射線科中川恵一准教授のお話を少しだけ述べさせていただきます。

欧米では当たり前のようにがん教育を行っています。日本はおくれていると思います。ですから、子供たちは死の病、不治の病というイメージがまだまだあります。そこで、がんは6割完治する、また早期がんは9割治るということをお子供たちにメッセージとして伝えることが大切だと思います。

また、中学校のほうでは、私も思いますけど、生と死については考える授業は本当に大事やと思います。がんを知ることによって結果的には、先ほど教育長申しましたように、生きる大切さを知り、さらにいじめや自殺などの問題にも影響を与えられるのではないかと思います。

例えば、逆教育といいます。子供たちがそういったことを教育を知ることによって、子供たちがお父さんに、もうお父さんたばこやめなあかんでとか、両親にがん検診を行かなあかんでとか、そういった教育も逆教育としていいんではないかなって思います。また、がん予防には生活習慣病の改善とか、がん検診の受診とか、受診率も上げることができるのではないかなって私も思います。先ほど、教育長、本当に答弁してもらいましたように、健康教育の取り組みを継続して充実させていく、また外部からの人材も採用していくと、このようにご答弁をいただきましたので、今後注意深く見守っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で要望でございます。

議長（門 瀧雄）

これをもって5番、隅岡議員の質問を終わります。

これをもって、午後1時から再開したいと思います。

途中になるような気がしますんで、これをもって。

休憩 午前11時39分

再開 午後12時58分

議長（門 瀧雄）

それでは、再開をいたします。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫、まず質問は3点あります。

まず、1点目は、瀬戸内芸術祭についてであります。

瀬戸内芸術祭の夏開催は、7月20日から9月1日までの44日間開催され、総来場者数は43万5,000人と聞いております。今回、新たに参加した伊吹島で

は3万7,706人と多くの人を訪れ、大成功をおさめました。単純に平均しても1日857人となりますから、土曜、日曜ですと、1,000人を超えるお客さんが島を訪れたことだと思われます。この夏の35度を超える猛暑日が続く中、これほど多くの人を訪れたことは驚きであり、瀬戸内芸術祭がいかに多くの人を魅了したかがわかります。夏会期の興奮も冷めやらぬ中、あと約2週間で秋の開催が始まり、多度津町の高見島が会場になります。

そこで、開催に向けての準備状況をお伺いします。

船便の状況はどうなっているのでしょうか。また、JRで多度津駅に来る人のため、多度津駅から多度津港までのアクセスはどうなっていますか。車で来る人のための多度津港周辺での駐車場状況の確保はできましたか。また、お客様は高見島の食を楽しむことはできるのでしょうか。トイレなどは不足していませんか。また、案内板の設置予定はありますか。それから、京都精華大学の皆さんの作品は完成しましたか。来場者をおもてなしするボランティアの方の確保はできましたか。

以上、開催に向けての準備状況についてご答弁をお願いいたします。

質問の2点目は、耕作放棄地についてです。

去る7月17日、浜田知事が白方の耕作放棄地を視察に訪れ、秋山オリーブ部会長を初め、地元の農家の人々を激励してくださいました。かつては、山の斜面一帯にデラウェアが栽培されていたブドウ畑ですが、担い手の高齢化等により耕作放棄地となっていました。その土地を地元の有志が根気よく開墾してオリーブを栽培しているのですが、知事は耕作放棄地のモデルケースとして高く評価してくれました。地元の人にとって今後の取り組みの励みになったことと思います。

さて、私は3月議会でも耕作放棄地対策について一般質問してきましたが、今後、町として耕作放棄地対策に前向きに取り組んでいただきたいと思います。また、丸亀市では、空き農地情報バンク制度を始めたと聞きました。市内にある農地の遊休化を防止したり、遊休化した農地の解消を図るため、農地情報提供システムを活用して空き農地の情報収集や情報提供を行う制度だということです。数は少ないでしょうが、多度津町で定住するためにあいている農地やあいている住宅を探している人は確実にいると思います。空き家バンク制度はできたのですから、丸亀市のように空き農地情報バンク制度を実施してはいかがでしょうか。移住交流促進と耕作放棄地対策の両面から見ても有効だと思いますが、町としてどのように考えているのか、お伺いします。

3点目の質問は、去る7月15日から8月15日までの間、奥白方、見立地区での鳥害虫駆除の成果についてお知らせください。また、よい結果が出たのであれば今後も続けていくのか、お伺いします。この秋からの狩猟解禁後に、問題

のイノシシ、ハクビシン対策として、警察の許可を受け、今回同様、猟友会にお願いをして早期の駆除をしてはいかがかと思います。昨年１年間で香川県でのイノシシの駆除頭数は約 7,000 頭とのことですが、我が多度津町は聞くとところによりますとわなで 11 頭、おりで 3 頭とのことですが、いかにも捕獲頭数が少ないと思いますがいかがでしょうか、お答えください。

以上、終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫議員ご質問のうち、瀬戸内国際芸術祭についてお答えをしてみたいです。

瀬戸内国際芸術祭は、離島振興と地域の活性化を目的として、２度目となる今回は香川県全体で開催されております。日本で最初の国立公園に指定されて、風光明媚な瀬戸内海国立公園を舞台に、これまで春、夏開催は終了いたしました、たくさんの来場者を招いております。10月５日から11月４日までは、秋開催として高見島と本島、栗島での開催予定で、現在準備の最終段階になっております。

先日は、高見島で高見、佐柳の合同運動会が開催され、両島民を初め、自衛隊善通寺駐屯地の音楽隊や玉川大学の皆様、そしてたくさんのボランティアの方々によって大きな盛り上がりを見せました。折しも瀬戸芸の前祝いのような感じでありました。この瀬戸芸の開催に当たりましては、当初より町全体で取り組みたいと考え、町内各団体に実行委員会と支援協議会を結成していただき、現在も会場お手伝いのボランティアを募集しているところであります。多くの方々のご協力、ご支援を心よりお待ちしております。町職員も一丸となって臨む体制をつくっておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、担当課長より詳しく答弁を申し上げてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

産業課長（岡 敦憲）

村井 保夫議員のご質問のうち、まず第１点目の瀬戸内国際芸術祭開催に向けての準備状況についてお答えいたします。

まず、船便の状況ですが、前回の議会でも答弁いたしましたとおり、多度津港からの便では、昼便、多度津港を 11 時に出港する便を 1 便ふやし、1 日 5 便としております。さらに、高速船ではありますが、本島からの便を 6 便、栗島からの便を 6 便運航することとしております。

JR 多度津駅からのアクセスですが、多度津港を出港する 9 時 5 分便からの出港にあわせて町のマイクロバスを運行することとしております。駅から多度津港まで、通常ですと五、六分だとは思いますが、朝の通勤時間と重なり合うこともありますので、10 分前後、15 分ぐらいかかる場合もあるかと思いま

す。車が往復する間に、徒歩で港に着くこともあろうかと思っております。また、マイクロバスの定員が 22 名であることから、全ての人を港まで送ることは不可能と考えております。定員が 10 名ではありますが、ステーションワゴンの運行も視野に入れて検討しているところであります。

駐車場については、浜街道沿いの部分、旧福山多度津フェリーの乗り場跡地、スポーツセンターの駐車場などを考えております。フェリー乗り場の跡地では 150 台前後の車のスペースがあろうかと思っております。まだ、白線引きはしておりませんけれども、150 台と想定しております。

続きまして、食についてですが、ご存じのとおり、作品番号 125 の海のテラスでは、イタリアンレストランを展開する DEAR が 3 種類のパスタを提供いたします。提供できるのは 100 食前後と聞いております。また、地元の方で、カレーやシラス丼を提供する方、予約が必要ですが、お魚定食や茶がゆを提供しようとして計画している人もおります。実行委員会では、土、日、祝日に限りますが、いこいの家で茶がゆを 11 時から 100 食を接待することとしております。

村井議員もおっしゃるように、伊吹島は夏休み中ということもあって 3 万 7,706 人の人が来島しました。聞くところによると、土曜、日曜は 1,200 から 1,500 来島したと聞いております。平均すると、平日は 600 人前後になろうかと思えます。高見島で全ての人々が食を楽しむことはできないと考えております。

トイレについても、前回議会で答弁いたしましたが、仮設トイレを 7 つ設置しております。このほかにも高見島の研修センター、旧高見小・中学校とか、いこいの家や作品を展開している家で浄化槽トイレがあるところは使用を考えております。仮設トイレのくみ取りについては毎週金曜日に行うと、土、日、祝日には、土曜日には朝にはからの状態だと考えております。

案内板は、県実行委員会が作成するオフィシャルボードと決められておりますので、県実行委員会と協議しつつ、設置しているところであります。

また、現時点で完成しておる作品は、西山美なコさんの新なぎさ号の装飾のみとなっております。そのほかは、作品は未完成です。先日の台風で半壊した作品もありますが、それぞれの作家さんが頑張っているところではあります。

ボランティアにつきましては、現在募集中です。陸地部の駐車場係も含めると、延べで 500 人以上の人が必要となります。職員にも平均 2 回から 3 回お願いすることとなっております。

次に、2 点目の耕作放棄地対策として、空き農地情報バンク制度を実施してはどうかとの質問ですが、現在多度津町での耕作放棄地対策として、農事組合等の方が遊休農地などを利用して、集団で放棄地とならぬよう頑張ってもらっているのが現状です。今後は、ご指摘のように、丸亀市で行っておる空き農地情報バンク制度について問い合わせるなどとともに、本町の農業委員会の方々と

も協議、情報交換を重ねて研究していきたいと考えております。

続きまして、3点目、有害鳥獣駆除についてのご質問ですが、7月15日から8月15日までの間、鳥獣、カラスなどの駆除についてはJA香川県仲多度地区営農センターの事業として、香川県猟友会丸亀支部の方にお願ひし、実施しております。カラス177羽、ムクドリ6羽を駆除いたしました。農家の方からは、駆除を行ったことで、ことしはブドウなどの農作物、あるいはビニールハウス等への被害が少なかったと聞いております。今後もJA香川県仲多度営農センターと協力し合いながら進めていきたいと考えております。

また、イノシシについてであります。狩猟期間は11月15日から3月15日までの間となっております。

ハクビシンについては、県からの有害鳥獣捕獲許可により、町職員が、うちの課の職員が駆除を行っているところであります。村井議員がおっしゃるように、平成24年度でのイノシシの捕獲数は7,000頭近く、6,935頭で、狩猟期間が3,556頭、有害駆除は3,379頭でした。これは、簡単に申しますと、市町が捕獲した数と猟友会が独自に捕獲した数の合計であります。多度津町では、昨年度は9頭でした。猟友会の方の捕獲数は聞き取りではありますが、7頭と聞いております。県の調べでは、三豊市側を含むエリア内で35頭となっております。また、本年度4月1日から9月13日までの間ですが、13頭を捕獲しております。2日前にも2頭捕獲しましたので、現時点では15頭ということになっております。今後とも猟友会や県とも協力し合いながら、捕獲を進めてまいりたいと考えております。

以上、村井 保夫議員の瀬戸内国際芸術祭、あるいは耕作放棄地対策、有害鳥獣駆除については以上のように考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

瀬戸内芸術祭については、多度津町にとって大変なイベントであり、担当している職員にとっては大変なご苦勞があると思いますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

そして、高見島を訪れるお客さんは多くが車でのお客さんであろうと思われます。その中で、できるだけ港の近くへの駐車場の確保をお願ひしたいと思います。例えば、旧多度津石油跡地、百十四バンクATMの駐車場とか、そういうところもお願ひをして、駐車場確保してはいかがかと思います。そういう駐車場の確保をまた高見島開催についての売りにしてはどうかと思っております。

また、耕作放棄地については劇的に改善するということはまた難しいと思いますが、少しずつでも改善されていければと思っております。

また、3 点目の質問ですが、成果が上がっているのであれば今後何年間かは続けてもらって、少しでも農家の方々が安心して農作業ができる方向へ、できるだけ早く取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

議長（門 瀧雄）

質問要りますか。

議員（村井 保夫）

要望です。

議長（門 瀧雄）

要望でええんですか。

議員（村井 保夫）

はい。

議長（門 瀧雄）

これをもって 4 番、村井保夫議員の質問は終わります。

議員（尾崎 忠義）

11 番、日本共産党町議会議員の尾崎 忠義でございます。

私は、平成 25 年 9 月、多度津町議会第 3 回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、台風 17 号による豪雨災害での奥白方観音堂川改修工事対策について、2、町内小・中学校の普通教室の冷房化について、3、人口減少時代のまちづくりについての 3 点を一般質問をいたします。

まず、発言に先立ち、台風 17 号接近時におきまして、警報発表後、水防対策本部を直ちに立ち上げ、豪雨の中、浸水被害に対し、いち早く現場に駆けつけ、日夜、水防災害防止作業に懸命に従事された職員の皆さんに心より感謝を申し上げる次第でございます。

まず最初に、台風 17 号による豪雨災害での奥白方観音堂川改修工事対策についてであります。

ことしの夏は、気象異変、異常気象下での記録づくめでありました。今までの防災気象情報といえば、注意報と警報の 2 種類でございました。警報の意味は、気象現象で重大な災害が発生するかもしれないということで、災害に巻き込まれないようにそれなりの態勢を整えなければいけないということでもあります。これが今までの警報の一段上の気象情報が去る 8 月 30 日から稼働し始めたのが特別警報で、これが発表されるのは重大な災害の危険性が著しく高まっている場合で、大雨なら数十年に一度、火山の噴火なら居住地に影響が及ぶ噴火や

火砕流のおそれ大きいときとされております。数十年に一度と聞くとほとんどないようなものと思われませんが、ある地域で数十年に一度という意味なので、結構日常的に日本のどこかで発表される状況になるかもしれないわけであります。

この新しい防災気象情報、特別警報は、今までの注意報や警報とは次元の違う警告だと言われております。というのは、年々、日本の気象は極端なことになりつつあります。特に、ことしは全国のほとんどの地域で、気象台開設以来の猛暑となりました。地球的規模の気候変動のせいで、常識では考えられないような気象現象が起きる可能性が、昨今急速に高まってきています。既に、9月16日の大型台風18号で、京都、滋賀、福井に第1号の初の大雨特別警報が午前5時10分に発表されたところであります。

我が多度津町においても、高松気象台の発表では、6月から9月初めまでの3カ月余りでの観測記録更新では、6月13日、日平均気温の高いほうから34.1度で、統計開始年1893年より従来の3位の暑さ、また西日本に停滞する梅雨前線の活動が活発となり、20日に、日降水量135.5mm、月最大24時間降水量171.0mmで、それぞれ統計開始年1893年の従来の1位112.5mm、また統計開始年の1971年の従来の1位112.5mmを大きく上回り、従来の1位の記録を大きく塗りかえ、ともに順位が1位となりました。多度津における平年比の降水量は、中旬が590%、月で227%となり、このためJR予讃線では、雨量が規制値を超えたために海岸寺駅と詫間駅の間で一時運転を見合わせ、列車2本が運休、4本が遅延、また高速道路の高松自動車道でも、坂出ジャンクションと坂出インターチェンジの間、坂出ジャンクションとさぬき豊中インターチェンジの間が一時通行止めとなり、この大雨による被害額は、県内では、土木関係での河川の護岸崩壊などで約1億3,100万円、農林水産関係では5市4町の26カ所であぜなどが崩れて約1,800万円の被害であったと報道されております。そして、多度津における平年比での降水量は中旬が590%、月で227%となりました。

また、7月に入り、梅雨明けは平年より10日早く、統計開始以来第9位タイの記録となり、全般に高気圧に覆われて晴れの日が多かったものの、湿った空気や気圧の谷の影響により、日射の影響もあり、大気の状態が不安定となり、気温は平年よりかなり高く、日照時間は平年より多い月でした。このため、多度津では観測記録更新では、月平均気温の高いほうから28.2度であり、統計開始年1892年からでは、1973年7月の28.2度の従来の5位とタイでもありました。平年との比較では、平均気温では1.7度高く、日照時間では122%、降水量では74%と高温少雨の月でもありました。

また、7月における警報、注意報の発表も多く、雷注意報が実に23回、大雨注

意報が3回、洪水注意報が2回、高潮注意報2回となっており、県下では落雷による停電などの気象災害が7月4日、6日、7日に発生、また県内の地震も震度1以上が7月7日、7月26日に発生したということでもあります。

そして、8月に入り、多度津では平均気温が平年値より1.2度高く、日中の最高気温37.1度が11日、12日と続き、35度以上が12日間ありました。また、夜温の最低気温も25度以上が25日もあり、寝苦しい夜が続いたわけでありませう。また、降水量では、上旬で37.0mm、中旬はなし、下旬は142.5mmで、月降水量では179mmで、平年に比べると82.2%で、水不足が心配された8月でございました。

そして、9月に入り、台風17号から変わった温帯性低気圧と停滞する前線の影響で、多度津では、1日、36.0mm、2日、7mm、3日、40.0mm、4日朝から午後8時までに98.5mmの激しい降雨となり、大雨による道路冠水、床上、床下浸水、畑土の流失、山では土砂崩れの発生、特に奥白方地区では、ため池4カ所の増水による大量のオーバーフロー、そして降り続いた雨のため、山からの鉄砲水で二級河川観音堂川が氾濫をし、白方幼稚園舎が床上浸水、観音堂川沿線の民家も床上、床下浸水などの被害が相次いだわけでありませう。8月30日から5日間降り続いた雨のために総雨量が203mmを超えており、特に奥白方地区では三方が山に囲まれた地形となっており、南面の標高381メートルの天霧山、382メートルの弥谷山、西面の黒戸山、そして北面の黒藤山などの受水面積が極めて広いために、一気に出水をし、4カ所のため池及び水路から観音堂川に大量に流れ込み、氾濫したものと思われます。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、二級河川観音堂川は、過去、梅雨末期、台風時の大雨により沿線の住民の民家は幾度となく常時被害を受けており、特に白方幼稚園舎の北側に川が面しており、川幅が狭くなってきており、しかも川が蛇行しているために流速も強く、常時浸水の危険を伴って、教職員は幼稚園園舎の浸水被害対応等、幼児の子供の命を預かる立場上、大変心配をし、苦勞をされております。これらのことから、観音堂川改修工事を一刻も早く、県、地元と町は協議をして、水の危険、災害から施設、命を守るために具体的にどのような対策をとるのか。

2点目に、河川が上流では広く、下流では狭くなっており、あつという間に川の増水による浸水が起こっており、その上河川が土砂や石で埋まっており、早急に浚渫の必要性があるが、県と町はどのように対策をとるのか。

3点目に、個人所有の山の斜面がこの大雨で崩落し、花崗土の土砂が大量に堆積しており、放置しておくのでは危険で、県の砂防課に指導を要望したが、どのような対策をとればよいのか。

4点目に、町内での農林水産関係は、わせ稲の倒伏などの被害はどのくらいの

面積で、被害額は幾らだったのか。

5 点目に、9 月は竜巻の発生する時期であり、ことしは特に多発しており、埼玉県越谷市、松伏町、さいたま市、千葉県野田市では、9 月 2 日に竜巻が発生、両県の被害が 1,298 棟、また 9 月 4 日には、栃木県矢板市、鹿沼市、三重県伊勢市で 150 棟の建物被害が出ております。また、先日の大型台風 18 号接近に伴い、埼玉、群馬、栃木、和歌山、三重、宮城で竜巻、突風が連続して発生しており、住宅、車の破壊など、大被害で深刻な状況となっております。

我が多度津町も 2008 年、平成 20 年 9 月 21 日に、竜巻、強風、強雨、雷が発生し、三豊市詫間町や多度津町沿岸海上で、プレジャーボートなどの転覆事故が 6 件、三豊市が 1 件、多度津町が 5 件、9 人が海に転落、三豊市の 1 名が水死、その他の 8 人は救助されました。また、飛んできたガラスの破片で、町内 4 歳の男子が額を切るなどの軽傷、落雷での停電、建物損壊 44 軒でありました。このことから、過去の災害のことではなく、竜巻は日本のどこでも発生をし、特に沿岸部で発生が多く確認されております。季節を問わず、台風、寒冷前線、低気圧などに伴い、発生、台風シーズンのこの 9 月に発生が最も多く確認されており、また最近 5 年間の年間平均で約 23 個の竜巻、これは海上竜巻を除く、これらが発生をし、竜巻は短時間でスピードが速く、狭い範囲に集中して、甚大な被害をもたらすことで知られており、十分に警戒をすべきであります、町では身を守るためにどのような対策をとっているのか。

次に、町内小・中学校の普通教室の冷房化についてであります。

日本列島に大きな爪跡を残した台風 17 号、18 号も通過し、朝夕めっきり秋の気配が感じられる季節になってまいりました。暑さ寒さも彼岸までということわざがあるように、猛暑、酷暑という暑さを経験してきたものの、そしてまだ体力の回復が十分でない方々は、日中はクーラーが必要な時期でもあります。そこで、公立小・中学校などの冷房工事、空調施設補助対象の範囲は、1、音楽室、2、家庭科教室、3、図書室、4、職員室、同時に整備する校長室など、5 番目に、保健衛生室、6、コンピューター教室、7 番、LL 教室、語学教室でございます、8 番、教育相談室、9、地域開放対象室等となっております。なお、使用実態が前に述べました 1 番から 9 番までと同様であれば、室内が異なっても補助対象となるわけであります。

このように、児童・生徒が学校生活の大半を過ごす普通教室などは、冷房工事または空調施設の補助対象外となっております。このため、教室の暑さは限界だ、学習効果が下がり体の不調を訴える子供がふえているとして、独自の予算で普通教室に冷房化を進める自治体も出てきており、多度津町近隣の市町の小・中学校では普通教室へのクーラー化が進んできております。地球温暖化の一因もあり、毎年夏が平年値気温を大幅に上回ってきており、昨年、ことしの

開催した子ども議会でも、冷房化の要望を切実に訴えられておりました。

そのような中で、2003 年度から、公立小・中学校等が新增築、大規模改修を行う場合に限り、普通教室などの冷房化、または空調施設も国庫補助対象となりました。このことは、教師、児童、P T Aなどの強い要求で実現に至ったものであります。文部科学省は、2003 年 4 月 1 日、各都道府県教育委員会施設主管課長宛てに、文科省初等中等教育局施設助成課長の公立学校施設費国庫負担、つまり補助であります。この事業に係る対象経費についての通知がありました。平成 15 年度事業から適用するとして、建物の新增築改築や全面的な改造に当たり、普通教室等への空調の設置を行う場合はその経費を対象とする。なお、空調の設置に当たっては、環境に配慮した空調施設を補助対象とすると述べております。

冷房工事の対象内に、普通教室、特別教室、これは理科教室、生活教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、特別活動室が含まれているとし、また環境に配慮した空調施設として、環境負荷のない空調施設に関する規定が掲載され、補助対象は原則として積雪寒冷地を除く地域の学校となっておりますが、積雪寒冷地のうち、おおむね冷房デグリデー、これは冷房に要するエネルギーを見積もるための指数で、基準温度を 24 度とし、毎日の日平均気温との差を積算したものであります。これらが 70 度以上かつ冷房期間 50 日以上地域の学校は補助対象となるわけでありす。

小・中学校等の新增築にかかわる冷房化、空調施設の国庫補助は、義務教育諸学校施設費国庫負担法の第 3 条第 1 項で、校舎の新築または増築に要する経費の 2 分の 1 となっております。しかし、耐震の結果、処分制限期間内に建てかえざるを得ない場合は、同法第 3 条 5 項の公立の義務教育諸学校の建物で、構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費の 3 分の 1 が補助対象となります。大規模改修の場合は、公立学校施設整備費国庫補助要綱で、補助率は一般地が 3 分の 1、財政力指数が 1.00 を超える地方公共団体は 7 分の 2 と定められております。補助対象工事は、建築後 20 年以上経過した老朽建物の外部及び内部について、同時に全面的に行う改良工事となっており、補助対象工事費は原則として 7,000 万円から 2 億円で、人口急増市町村については 3 億円、そして国債事業は 4 億円、これらが限度であります。

この 2003 年度から始まった普通教室など冷房化への補助事業は、対象が新增築、大規模改修だけで、既存の普通教室は対象外ですが、しかし 2006 年度より、新增築分は引き続き国庫補助対象ですが、大規模改修は交付金化されることになり、安全・安心な学校づくり交付金で、これまで事業、学校ごとに負担金、補助金の配分を行ってききましたが、設置者の地方公共団体が域内で行う事業についてまとめて交付金が受けられる仕組みに改めたところでございます。

補助率、補助対象工事は従来の算定どおりです。交付金化されることで、地方にとっては使い勝手がよくなる面はあるものの、地方への税源移譲もあって、公立学校施設整備費の予算規模はさらに縮小し、その半分近くが交付金化され、国の教育に対する姿勢が厳しく問われているところでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点は、子供たちの要望の強い教室のクーラー化について、教室などの温度、湿度が学習面、健康面に与える影響について、実態調査、これは子供、教職員への聞き取り調査も含む、これらを行い、教室環境の基準について見直し、教育改善を行うべきかどうか。

2点目には、望ましい学習条件について、あらゆる場面で調査すべきかどうか。

3点目に、多度津中学校も今回前面改築をすることになったが、せめて近い将来、クーラーが設置、取り付けられるような工事仕様になっているのかどうか。最後に、人口減少時代のまちづくりについてであります。

日本は、全体で人口が減り始め、幾つかの地域では劇的に人口が減っております。しかし、今のところ、人口減少に計画的に対応している地域はありませんでした。空き家になった老朽家屋の撤去を始める、公的住宅の増築計画を見直す程度で、計画的な町の縮小は全く進んでなく、そのため無計画な縮小が起こり始めておりますが、しかし幾つかの地域では人口減少に対し計画的な施策で現実的な対応が始まっており、前進を勝ち取っている自治体があります。

そこで、去る8月20日火曜日から8月22日木曜日にかけて、行財政改革委員会では、人口減少に歯どめをかけるということで積極的に取り組んでいる「緑にいきづく関所の里」と知られる熊本県南関町への視察研修に参加してまいりました。この南関町は、昭和30年4月1日に1町4カ村が合併して南関町が発足し、その後昭和31年1月1日、旧米富村の三ツ川地区が玉名市に編入、平成17年に合併50周年を迎えたそうでございます。

この南関町は、九州縦貫道鹿児島線の全線開通した1995年、平成17年から人口は減少傾向にあり、住んでよかったプロジェクト推進事業を立ち上げ、人口減少については歯どめがきかないのが現状であり、最たる要因は全国的な課題である出生数の減少に加え、死亡者数の増加にあると思われ、例年100人程度の自然減があり、死亡者数を抑制するのは高齢化率の増加に伴い数字が減ることとは言われ、平成23年度より開始した事業、特に「関所っ子誕生祝金」により、1年目の出生数は前年比の1.4倍で、10年前の水準に回復し、2年目も事業開始前の1.1倍と増加したとのことでありました。

また、「住宅取得等補助金」については、平成23年4月からの事業開始で、23年度は新築11件、うち加算2件、650万円、中古住宅購入8件、200万円、リ

フォーム 4 件、うち加算 3 件、175 万円、合計 1,025 万円、平成 24 年度は、新築 14 件、うち加算 4 件、900 万円、中古住宅購入 1 件、25 万円、リフォーム 12 件、うち加算 9 件、497.6 万円、合計 1,422 万 6,000 円で、中古住宅を購入後リフォームした場合は、どちらか一方、高いほうの補助金のみ支給しているとのことでございました。

そして、「転入者引越し奨励金」は、平成 23 年度の開始で、平成 23 年度は 34 件の 170 万円、平成 24 年度は、35 件の 175 万円、転入後、借家に住む人が対象なので、実家へ帰ってくる学生には通用されず、前住所地の納税証明書、これは未納がない証明書、これは必要とのことでありました。また、「新幹線通勤・通学定期券購入助成金」については、新幹線開業にあわせ開始したが、平成 23 年度申請はなく、平成 24 年度、2 名、平成 25 年度も現在 2 名、申請者はいずれも学生の実績であり、新幹線は学割でも費用が月 4 万 5,000 円ほどかかり、助成を受けても月 4 万円程度の自己負担が必要であるために申請者が少ない現状であるとのことでございました。

また、西鉄電車も利用でき、学割では月 6,000 円で利用できるため、西鉄電車を利用している人が多い。新幹線開業のメリットは、帰省や出張、旅行などでの利用が容易になり、時間的に短縮でき、また新大牟田に情報プラザがオープンして、新玉名駅に玉名観光協会が入ったため、情報発信の場として利用しやすくなったが、デメリットとしては、修学旅行や一般観光旅行で、熊本を素通りして鹿児島へ行く団体がふえたとのことでありました。そして、「空き店舗等活用事業助成金」の実施により、平成 23 年度が 3 件、平成 24 年度が 9 件の実績、業種としてはカフェ、美容業、雑貨製作販売、わら縄加工卸業など、町外からの開業も多く、業種も多岐にわたっており、空き店舗や空き事務所などを活用され、町の活性化につながっており、空き家バンクの登録については、住宅の売却 2 件、賃貸 1 件、宅地の売却 2 件、店舗の賃貸 1 件という現状で、事業開始から登録がふえていないとのことでありました。

また、空き家の撤去費用助成については、空き家の有効活用とあわせ、地域周辺への環境悪化など悪影響を及ぼすおそれのある物件に対しては撤去費用の助成などについて議会で数回取り上げられており、地域住民からも同様の相談を受けたことがあるとのことでした。その他の事業としては、「新築住宅固定資産補助金」「結婚報奨金」「こども医療費助成金」「保育料助成金」「小中学校給食費補助金」「学童保育事業」「新規雇用奨励金」「太陽光発電システム設置費補助金」「タクシー料金助成事業」「空き家バンク事業」「買物宅配サービス事業」の合計 18 事業を実施しているのが、南関町のまちづくり推進課が主体となって、町行政、議会、住民が一体となって進めている南関町定住促進対策としての住んでよかったプロジェクト推進事業であり、着実に実績を上げており、大いに

勉強になったところでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、南関町では、人口減少のまちづくりとして、町行政の積極的な政治姿勢が感じられたが、我が多度津町では若い人が定住するような助成、補助などの新しい事業を立ち上げるべきだと思うが、どのようなものがあるのか。

2点目に、多度津町定住促進対策としてプロジェクトチームをつくり、住民の意見、要望を取り入れて取り組んでいく必要があると思われるが、町長はどのように考えられるのか。

以上、3点について、町長及び教育長、並びに町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員の人口減少時代のまちづくりについてお答えをしてみたいと思います。

全国的に少子・高齢化が進み、人口減に頭を悩ませている自治体が多いと思います。施策には、いろいろ多種多様ですが、それぞれの自治体に合致した施策を考えることが重要だと思います。多度津町の場合、借金が多く、確実な返済を実行しなければなりません。多度津中学校や消防庁舎の建設など、新たに発生する借金にも対応していかなければならない困難な財政運営を迫られております。そんな中で、財政規律を守り、費用対効果を最大限生かしていくことを考えております。助成金や補助金などのみの対応ではなく、できるだけ町財政に負担をかけずに移住、定住人口をふやしていくことを考えていく必要があると思っております。

例えば、多度津で生まれた子供たちが一旦は町外に出ても、再び帰ってきて生活できるような環境づくりも必要と考えます。そのためには、就活、婚活の実施、また歴史ある町並みを生かした古民家の再生、特産物の振興による農業、漁業を助成し、耕作放棄地と担い手不足の解消に結びつくようなUターン、エコタウン促進を図っていこうと考えております。尾崎議員ご指摘のような多度津町定住促進対策としてのプロジェクトチームは組まなくても、政策企画課を担当課とし、住民の要望に応えられるよう努力しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

一朝一夕には効果はなかなか上がらないと思いますが、長期ビジョンで実施して、多度津町を元気にしていこうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問に対しましては、教育長はじめ、各担当課長より答弁をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の人口減少時代のまちづくりについてのご質問のうち、定住人口増加に向けた新しい事業についてに対し、答弁をさせていただきます。

先月の視察には、私も同行させていただきました。南関町は、熊本県の北西、福岡県との県境にあります。人口約 1 万 200 人、面積は 68.9 平方キロメートルの町です。多度津町の人口が約 2 万 3,200 人、面積が 24.34 平方キロメートルですので、約 3 倍弱の面積に、約半分の人口が住んでいる町であります。

また、昭和 30 年の合併後は、合併を行わず、本町と同じ単独での町政運営を行っている町でもあります。予算規模は、一般会計が、平成 25 年度、55 億 8,948 万 1,000 円で、本町の 76 億 7,000 万円と比較しますと約 73%の規模であります。そのような南関町ですが、人口はここ 20 年間に 1,680 人ほど、約 14%減少しています。

本町の人口減少は、同時期に 675 人で約 3%となっております。そのため、南関町は議員がおっしゃるようにまちづくり推進課が中心となり、町役場、議会、住民が団結して定住促進対策に力を入れ、全 18 事業を推進しています。

その 18 事業を個別に見てみますと、妊婦に対する健康診査であるとか、子供の医療費助成、保育料の減免、太陽光発電システム設置費補助金など、本町の施策の中にも似た事業が 9 事業ほどございました。また、「関所っ子誕生祝金事業」では、第 1 子が 10 万円、第 2 子が 20 万円、10 万円ずつ上がって、第 5 子以降は 50 万円など、本町で実施するとなるとかなりの予算規模になるであろう事業も複数ございましたが、議員おっしゃるとおり、地元の新聞にもその成果が掲載されるほどの結果を出した事業もございました。

翻って本町を考えてみますと、現在の人口減少率はそれほどではありませんが、それがいつ上昇するかわかりません。そうならないためにも、定住人口を少しでもふやす努力を怠ってはならないと考えております。そのためには、議員のおっしゃる新しい事業を考えていくことも必要で、昨年より東京、大阪などで移住、定住に向けた合同の説明会に出店するなど新たな取り組みも行っております。また、それにも増して、より質の高い行政サービスを提供し続け、継続していくことが肝要であり、多度津町に住んでよかったと少しでも多くの方々に思っただき、住み続けていただけるよう、単独の事業に限らず、職員一同、毎日が勝負であると自覚し、それぞれの職務に精励してまいりたいと考えております。

以上で尾崎議員の定住人口増加に向けた新しい事業についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の町内小・中学校の普通教室の冷房化についてのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の教室等の温度や湿度が与える影響については、ことしの夏も猛暑、酷暑と呼ばれる日が続いたことから、各小・中学校の普通教室において、教室に設置している温度計により午後 1 時の温度調査を実施したところであり、教室の温度については、文部科学省が定める学校環境衛生基準によると 10 度以上 30 度以下が望ましいとされています。さて、調査ですけれども、30 度以下の教室もありましたが、高いところではありますが、わずか 1 日ではありますが、1 つの教室において 37 度という調査結果も得られております。

2 点目の望ましい学習環境については、あらゆる面で検討すべきというご指摘については、快適な学習環境を少しでも確保するために、昨年度町内の各幼稚園の保育所、遊戯室、各小・中学校の普通教室に扇風機を設置し、エアコンの整備による健康面への影響や設置費、維持費、維持管理費等についても協議を重ねているところでございます。

3 点目の多度津中学校の改築については、既に計画等でご案内のとおり、各教室においてもエアコンを設置することで進めております。小学校のエアコン設置については、協議段階ではありますが、快適な学習環境を確保することは重要な課題であります。扇風機によって体感温度を下げたり、植物による緑のカーテンやすだれ等の設置によって日射を防いだりすると、今できることを進めていくことで、今後も望ましい学習環境を少しでも確保できるように、学校や保護者、児童とも協力しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いし、尾崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員のご質問の 1 点目、ご心配をいただいております二級河川観音堂川改修についてでございますが、冒頭、渡邊議員の質問に対する答弁で申しましたように、長雨による地山、田畑、ため池もこのとき飽和状態となっていたためと推測をされます。いずれにいたしましても、応急かつ適切な対策工事の早期着手、田畑の復旧工事はもとより、幼稚園、被害住宅への対策をとるとともに、抜本的な改修計画を早期に立てられるよう、陳情要望書を地元自治会及び地元議員のお力添えをお願いし、県に提出したいと考えております。

2 点目の河川の土砂撤去等につきましては、下流部分において、県に対し緊急要望しております。また、町道、排水路部分の撤去は、町として早急に行いたいと考えております。

3 点目につきまして、奥白方、黒藤地区の山林崩壊箇所のことでありましようか。水防活動報告の中で、パトロール中発見をいたし、土地地目が山林でありましたので、産業課のほうで県林務課に問い合わせをいたし、土地所有者に聞き取りをしたところ、四十数年前に個人が造成し畑地にしたとのことでありました。また、自然林でないので、林務関係の補助等については難しいとのこと

でありました。今後につきまして、県の指導等を仰ぎ、町としても対処していきたいと考えております。なお、当該現場については砂防指定地ではございませんでした。

以上、簡単ではございますが、尾崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

産業課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、台風 17 号による町内での農林水産の被害状況についてのご質問にお答えいたします。

農業共済に問い合わせたところ、79 枚の圃地で稲の倒伏が見られたとのことですが、面積は確認中であります。なので、詳細は不明ということであります。多度津の田の平均的な広さが 6 から 7 a くらいなので、5ha の被害があったのではないかと推定はしております。その他の作物、果樹、施設園芸作物についての被害報告はありませんでした。尾崎議員の台風 17 号による農林水産関係の被害については以上のように把握にとどまっておるところであります。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問のうち、竜巻の警戒について、町では身を守るためにどのような対策をとっているのかについてお答えいたします。

まず、竜巻は積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、ロータ状、また柱状の雲を伴います。直径は数十から数百 m で、数 km にわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴があります。竜巻から身を守るためにとのことですが、竜巻に遭遇した人からは次のような声がありました。雲の底から地上に伸びるロータ状の雲を見た、飛散物が筒状に舞い上がるのを見た、ごおっという音がしたのでいつもと違うと感じた、気圧の変化で耳に異常を感じたなどです。

このような場合には身に危険が迫っていることが予想されますので、すぐに危険な場所から離れ、安全な場所に避難していただきたいと思います。避難する場所や方法として、屋外では、頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする、シャッターを閉める、電柱や太い樹木であっても倒壊することがあるので離れる、激しい雨の中を歩くのは危険であり、川の場合あっという間に水かさが増え流れが激しいので川のそばから離れる、そしてしばらくの間丈夫な建物の中で見守ることとございます。

建物の中でも、1 階の窓のない部屋に移動する、窓やカーテンを閉める、丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして、頭を守るなどの行動をとってください。竜巻の災害については、予想することは難しく、自己防衛に頼らざるを得ない状況にあると思います。これらの情報、対応策は、気象庁のパン

フレットやインターネットでも掲載しており、個々に確認していただきたいのと、町としては防災教室等で啓発活動を行ってまいりたいと考えております。以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、尾崎議員の答弁といたします。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありました。尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

観音堂川改修工事の対策でございますが、一応改修工事はかさ上げするということで、朝からの答弁がありました。ちょっと具体的に 400mまでというのはどこまでの地点かをお伺いしたいと思います。

それから、観音堂川というのは、八王子池からずっと北原地区流れておるんですが、上池より上、これを河川が観音堂川でないということを聞いております。しかし、そこが池に流入する川が非常に堆積が土、草が生えて、ほとんど川の体をなしてないということでもあります。県道がつくからということでそのままになって、なかなかつかない。川という川がご存じのとおり、山が、黒戸山からおりてくる水が非常に多いので、そういう意味で既に上池も土砂が堆積をしております。手前に砂防の堰堤があるんですが、それに到達というんですが、川が非常にあふれる状況が多いということでございます。

そういう意味で、もちろんこれは砂防課の担当という意味で、この道路工事まとめてそれするんか、それとも浚渫工事ができるんか、ちょっとお伺いしたいと思います。県ではそういう実情をつかんでいないということでございます。で、ひとつその辺をちょっとどういうふうにお考えかということでございます。

それから、次の教室のクーラー化の問題でございます。このクーラーはご存じのとおり、非常に今近隣はクーラー化しておるんですが、特に多度津町の場合は、校舎がロの字型、もしくはコの字型になっておりまして、非常に通風が悪いということで、非常に部屋が暑くてたまらんとということで、生徒は非常によく耐え忍んでしておるわけでございます。

また、校舎も外廊下になっておりまして、特に教室内の温度が非常に上がっているということでございます。それで、そういう中で、ほとんどのところでは職員室とか校長室、それから会議室、それからパソコン教室、保健室、先ほど申しました規定のところは入っておるんですが、聞きますと、3階建てのところでは1階は何とかいけると、しかし2階、3階は非常に厳しい暑いということでございます。

そういう意味で、これについて実態調査では、先ほど教育長が申しましたよう

に、37 度以上もあるということですが、これでは授業どころでないんで、実際に例えば習字の練習をしてるんだが、汗が出てぼたぼた紙の上落ちて習字ができないということで、近くの地区公民館を借りて習字の練習をしているとか、そういう耐えがたい中でそういうふうなやっているとということですが。

ですから、中でもせめて図書室でもクーラー化するとか、あるいは休憩のときに避難するというたらかかしいんですけど、やっぱり一服するというふうなところができないもんかということですが。ある幼稚園では、3 歳児というのは抵抗力も少ないし、背丈が低いから、直接外で遊んだりしたら反射熱で非常に熱中症になりやすいということで、一旦職員室クーラーありますから職員室に入れて退避していると。そういう熱中症対策を対応しているということで、そういう意味から見ましたら、このクーラー化というのはやはり必要ではないかと思いますので、この実態調査が 1 回だけではなくて、やはり実態をきちっと校舎の地形とか環境もあるんですが、そういう意味で、ぜひ必要なということを教職員や P T A や保護者の方から聞くということが、今必要ではないかということで提案しておりますので、この調査の方法とかあれについて、今各教室ではやはりその調査ももう 30 度以上になったらこれ限界ですから、せめて 28 度ぐらいになるようなそういうクーラー化というのが必要だということで、ぜひ実態調査について、改めてするのかどうかというのを伺いたいと思います。

それから、人口減少時代のまちづくりということで発言しましたが、今多度津町の人口がことし、去年ですか、2 万 3,280 人だと。で、昭和 55 年の統計から見ますと 890 人ぐらい減少しております。そういう意味で、今昭和 55 年から統計を見ますと、世帯数はふえておるんですね。140 世帯ぐらいふえておるんです。世帯がふえておるのに人口が減少していると。そういう何か矛盾点があるんですが、これは出生率と死亡者との兼ね合いから見ても、大体年間 200 人前後が亡くなっておるんですが、出生者が百七、八十人ということで、当然自然減とはなるんですが、こういう意味からして、特に最近平成 24 年には数字が高くなっております。

そういう意味から見て、これは高齢化が進んでいるということはそういう事実だと思うんですが、やはり定住促進対策として、そういう先ほど町長並びに企画室課長が発言されておりますが、多度津町で独自の、やはり独自の本当にお金をかけないでというたらかしいんですが、そういう対策というのをもう少し考えるべきだと思うんですが、再度その点についてお願いしたいと思います。

3 点です。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員の再質問に関しましてお答えをいたしたいと思えます。

観音堂川の改修についての具体策とかさ上げ等の箇所はどこかということでございました。一応、河口口から 400m というと、ちょうどブドウ集荷場がある町道にへいたいするところまでということで計画をしておりますが、河口口については一部若干のかさ上げをいたしております。団地付近も町道の川西阿庄線のために間口を大体県の協議のもとに広げております。

結果論としては、一番私が先ほど申しました抜本的にというのは、やはり河口口からいかないかんということでございまして、前回の去年、県に陳情要望した際の諸事情というのは、やはり河口口の県道及び線路、軌道があることです。現実若干詰めた話をするとなると、軌道はやはりいらうとすれば迂回路、軌道の迂回路を考慮していかないと工事にならないという県の検討でもございました。

そのためには、莫大な時間と莫大な工期がかかるんでありますが、我々町といたしましては、やはり何十年かかってもこれはやり遂げないと、今回の被災はまた繰り返すということになりますので、ただそういう指くわえて見よるわけにはいきませんので、現実の対応として県にお願いしとったのが断面是正です。やはり集荷場裏、幼稚園裏については、蛇行の上に水路断面が根固めといいまして、昔の護岸に前に基礎部をだかして補強しております。これが一つの断面が小さくなっておる部分でございまして、それと、ゆがみと勾配です。全てがそこに集中しております関係上、たび重なるこういう災害が起きるということでございまして、この分について、ことしの設計の段階ではかさ上げ工法ということの中で対処ということで、断面を少しでも大きくということでさせていただいておりました。

地権者の方等につきましては、用地はかかっても構わないというご意見もいただいております。ただ、今の現段階で、まだ台風シーズンでもございまして、来年もございまして、来年抜本的な工事が開始されるのも思っておりませんので、今の中で最小限に食いとめる施策として、かさ上げの段階でもちょっともう一遍再度検討しなければならない部分もございまして、それを町としても一度検討して、早期にその設計変更、内容変更なりを求めていくつもりにしております。そして、八王子池上流とか、上池の上流というのは確かに多度津善通寺線の改良が下池のところとまっております。これにつきまして、一部黒戸側の砂防河川がございまして、この部分についての堆砂も認めておりますし、また観音堂川上流の八王子池というのがありまして、この八王子池の上流部分をもう数年前に砂防ダムが完成いたし、その間が流路工として制御なされておりますが、ここにも土砂が堆積しておるのも現状でございまして、

この件に関しまして、当面県の考え方をお聞きする中で、協議したりしながら、

撤去できるものはお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の再質問のうち、移住、定住促進策についてお答えをしております。

今先ほど議員お話の中で、人口は減少しているが世帯数は増えているという、このことは私思うのに核家族化が進んでいるということだと思えます。これは、今 100 何世帯ふえていると言いましたけど、もっと増えています。平成 20 年だったと思いますが、今までで 200 何件の世帯数がふえていると思います。それは好ましいことではありませんが、子供たちが親と一緒に住まないで、大家族ではなくて世帯を分けて別のところで生活をしている、同じ多度津町内ということになります。そのために、核家族化が進んでいるために世帯数がふえていると考えております。

また、移住、定住促進策といたしまして、今先ほども答弁の中でお話を申し上げた繰り返しになるかも知れませんが、少し説明をしながらお話をしていきたいと思っております。

まず、多度津で生まれた子供たちがやはり多度津に帰ってきて、そして親と一緒に同じ場所で住んでいただきたいと思っております。

そのためには、やはり子供たちがこちらに帰ってきて、就職をする場、就職環境をつくり出すことが大変重要ではないかと思っております。そのために、就活ですね、就職活動、それから婚活を今考えておりますが、就職活動につきましては今、商工会議所と提携をしてやろうと考えておりますが、今商工会議所のほうで町内の企業のそういう情報がわかるのは 9 月いっぱいにかかるということです。9 月末までを待って、どの企業が何人ぐらいどのような人材を欲しているのか、そういうことを調査をして、そして少なくともホームページには記載しようと思っております。

そのほかにもいろんなところで皆さん方に、町民の親なり、そういう子供たちに発信できるようなシステムをつくりたいと思っております。婚活につきましては、去年商工会議所青年部と共同で婚活を行いました。多度津の町並みを探索しながら多度津町を好きになっていただきたい、そして多度津町で結婚をして多度津町に住んでいただきたいという目的の中で、去年婚活を行いました。ことしもどういう形になるかわかりませんが、そのような趣旨のもとで、商工会議所青年部と合同でやろうと思っております。

また、歴史のある町並みを生かした古民家の再生ということですが、今商店街界限には本当に歴史のある重みを持った古民家があります。そういう古民家の再生をしようとしている団体、個人もおりますので、そういう方々と提携をし

ながら、そういう方々、個人の企業等では町は一緒にできませんので、NPO法人とか、また社団法人とか、そういう形で一つの法人をつくっていただいて、そこと町とが一緒になって町並み再生、古民家再生に努めていこうと思っております。そのことに関しましては、観光協会の会長も入っていただいて、そして今打ち合わせをしているところであります。まだまだ皆様方にご報告できるような成果はまだ上げられておりませんが、それに向けて頑張っているところでもあります。

それと、Uターン、エコタウンを増やすために、農産物とか海産物、また町の特産物、そういうものを販売できる直売所を開設したいなと思ってます。それは、まだ今検討中ですので具体的には申し上げられませんが、海のほうで、海岸のほうで1カ所、また今回この9月議会で皆様方にご提案しております土地開発公社を買い戻しをいたします土地、その土地も新たな財源が生み出せるような直売所、またさまざまな効率のある活用をしていこうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で尾崎議員の再質問に対する答弁といたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員のご質問にお答えします。

大きく2点、1つは実態調査についてということで、今回の調査については1週間ほどの調査でありました。さらに、やはり議員ご指摘のとおり、詰めた客観的なデータが出たり、あるいはその中で活動している生徒とか児童とか、あるいは教職員の状況の実態等についてももしっかり把握していくということで、実態調査を引き続いて行っていききたいなというふうに思います。具体的には室内の温度だけでなく湿度、また時間も1時だけでなく何時間か、時間帯に応じて実態調査する、その中での子供への調査とか、あるいは教職員の調査等をしていききたいなというふうに思います。

もう一点ですけれども、いろんな見地からエアコン設置というのは考えなければいけないと思っておるわけですが、もちろん財政的な側面というのも大きくあるんですけれどもそれ以外に教育的な観点から申しますと、子供のエアコン設置によって、子供の本来持っている、育てなければいけない身体的な機能が低下するおそれがあるのではないかとということも十分検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、これは情緒的にはなるんだと思うんですけれども、日本の教育はやっぱり四季折々の四季の自然を感じながら勉強をしっかりとっていくという風土があるように思います。やはり暑いときには暑いながらとか、寒いときには寒いながら、しっかりと頑張っていく、それを味わいながら勉強していく、そういう日本の教育のよさもあるわけで、そういうよさも四季のあれを感じなくなるように

はなっではいけないなということも考えたりしております。いろいろな側面からエアコン設置について身体面とかあるいは教育面とかいろんな面から検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

議長（門 瀧雄）

尾崎議員さん、よろしいですか。

議員（尾崎 忠義）

再々質問いたします。

先ほど観音堂川のことでございますが、下からやっていくということで、県道それから線路を越えていくのは非常に難しいということでございますが、既にご存じのとおり、弘田川では先般の 17 号台風、18 号台風で観音堂川出たところね、土砂が堆積しとんで、結局あれだけ川にあんだけ砂が堆積しているところから見たら、下はある程度、先ほど島田課長が言いましたように、かさ上げ工事はやっているし、一部そりゃまあ鉄道の下が狭くなっていることがあります、ほぼそこら辺では問題ないように思われます。

問題は、先ほど言いましたように幼稚園から上ですね。これかさ上げができないもんかどうかということで、やっぱり被害を受けるところはどうしてもかさ上げが必要、それから先ほど言いましたように、その狭くなっている幼稚園のすぐ横のところも除去して拡張するというお話でございますが、今のところ被害が出るというのは、その上が蛇行しているということがあって、かさ上げ工事はその上が必要ではないのかなということで、これはできないものか。それと、一部、柳原さんのところの前が、道路が今回の分はそうなんです、入り口の橋が道路とたいたいになっているんで、そこに流れてきた草とか木とかがひっかかって大被害を起こしたということもありまして、そこら辺を見ますと、やはりその沿線、できたら幼稚園以降のこのかさ上げができないものかということで、それはもちろん県工事ですから下からいかないかんがということですが、その分をちょっとお考えを聞きたいと思います。

それから、クーラー化の問題ですが、今ハード面でなくてソフト面で対応できないかということです。もちろん調査して、その後に、例えばことしのような異常気象の場合、夏休みを長くにとって、結局授業ができないんですから、先生も暑いし、生徒も暑いと。そういうことで、やっぱり夏休みを長くにとって、そのかわりに土曜日にこの授業をすとか、何かソフト面で工夫が、クーラー化ができん場合、施設ができるまでに何とかそういうふうにはできないもんかなと。それやったらお金も要るわけでないし、何とか子供もそういう意味では暑さ、熱中症対策にもなるということでございますが、そういう面も一つは考えていかなければならないのではないかと思います、この 2 点について質問を

させていただきます。よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の再々質問の中で、観音堂川の河川改修についてお答えをしております。

この観音堂川につきましても、私が町長に就任させていただいてから大きな命題として検討し、取り組んでいる河川になります。

その中で、今尾崎議員のほうからお話がありましたが、こういう河川改修は河口から、河口から整備をしていくのが原理原則、それは川の流れというものを考えた場合のことですので、幾ら上流で河川改修をしても、川が流れが最終的に流れがとどまっていたのではそれは水はけが悪くなります。

やはり河口のほうからだんだんと工事をしていくというのは、護岸工事も、それから掘削をしてそしてたくさんの水が大量に流れていく、そういう状況をつくるために河口から徐々に改修をしていくという工法をとっているわけであります。この観音堂川の場合は、弘田川に流れ込むところの掘削も必要になってきます。それよりもまず一番肝心なのはＪＲの線路です。先ほど島田課長のほうからもご説明申し上げましたけども、このＪＲの線路というのが大きなネックになってます。ここの今県のほうにも強い要望を出しております。

そして、多度津町から選出の県議会議員とも常に連携をとりながら、この問題を早く早急に解決しようと思っておりますが、今私が聞いているところによりますと、まず時間もかかるんですが、ＪＲの線路の下だけを掘削して、幅を広げて、工事をするのに最低１億円はかかるということです。県はなかなかそれだけのお金を早急に出す計画がない、資金の融通がきかないということも聞いております。しかし、それを待っているわけではありませんで、先ほど島田課長のほうからも説明がありましたが、上流のほうからもかさ上げ工事、また拡幅工事、そういうことも随時やっていこうと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員のご質問にお答えします。

先ほど尾崎議員のほうから長期休業中を、夏休みの長期休業中を長くにとって、そして土曜日の授業をとることの一つの提案があったわけですけども、それについても一つの検討の材料にはなるのではないかなというふうに思います。ただ、その際に、土曜日の授業となると、教職員の勤務とか、今、週５日制の事柄とも関係しておりますので、いろんな条件整備をする必要があるのではないかなというふうに思います。ただ、今のご提案についてもまた検討の材料にしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（門　　瀧雄）

これをもって 11 番　尾崎議員の質問は終わります。
それでは、これをもって一般質問を終了いたします。
本日の日程は、全部終了いたしました。
これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会　午後 2 時 37 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 25 年 9 月 19 日
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記

平成 25 年第 3 回多度津町議会定例会議事日程

9 月 19 日（木）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問